

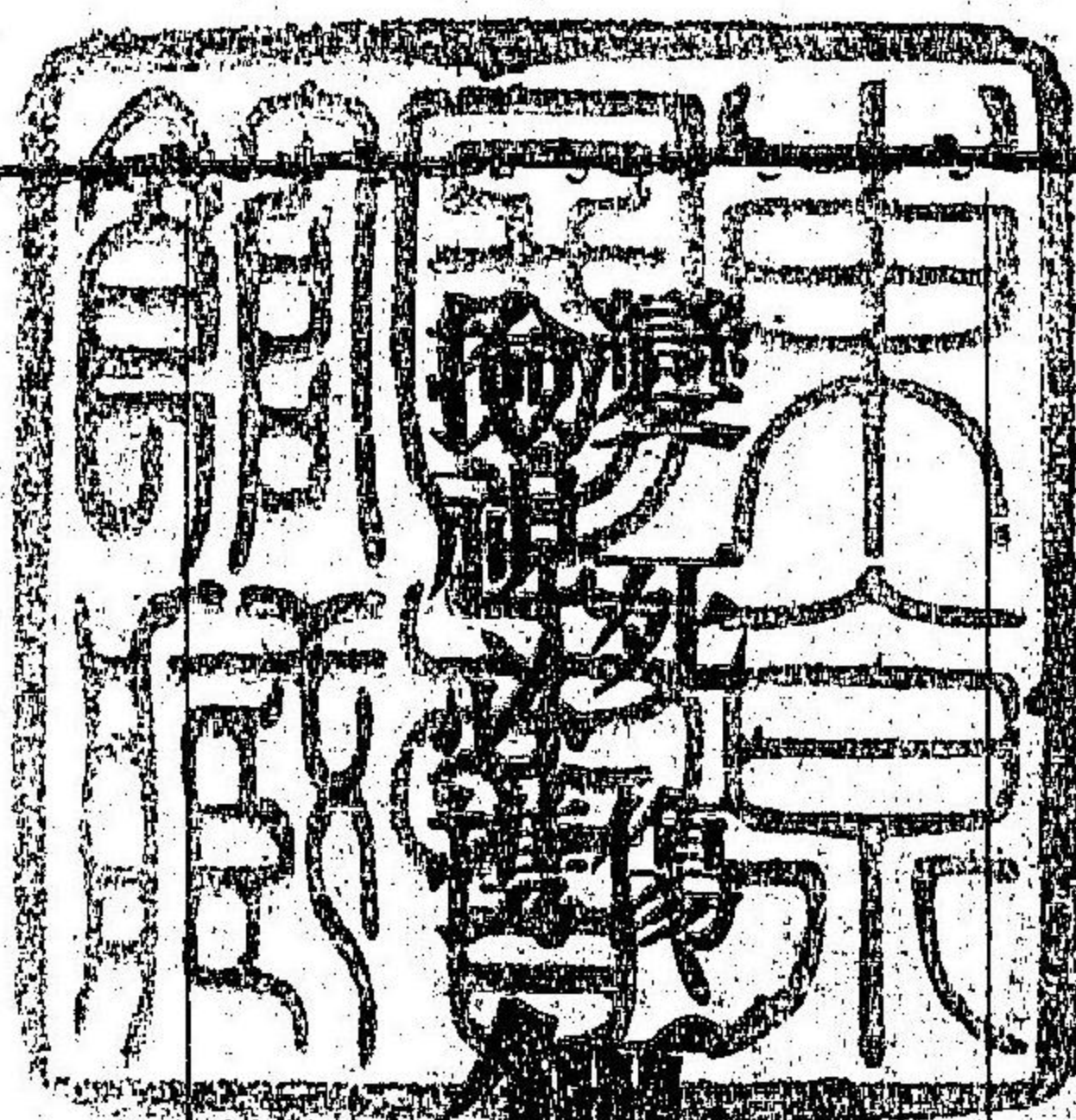
變死傷  
檢視必携

燕窠錄  
完



特28

158



元朝東 甌 王氏編纂  
本朝河合尙久氏和譯

燕冤錄述

完

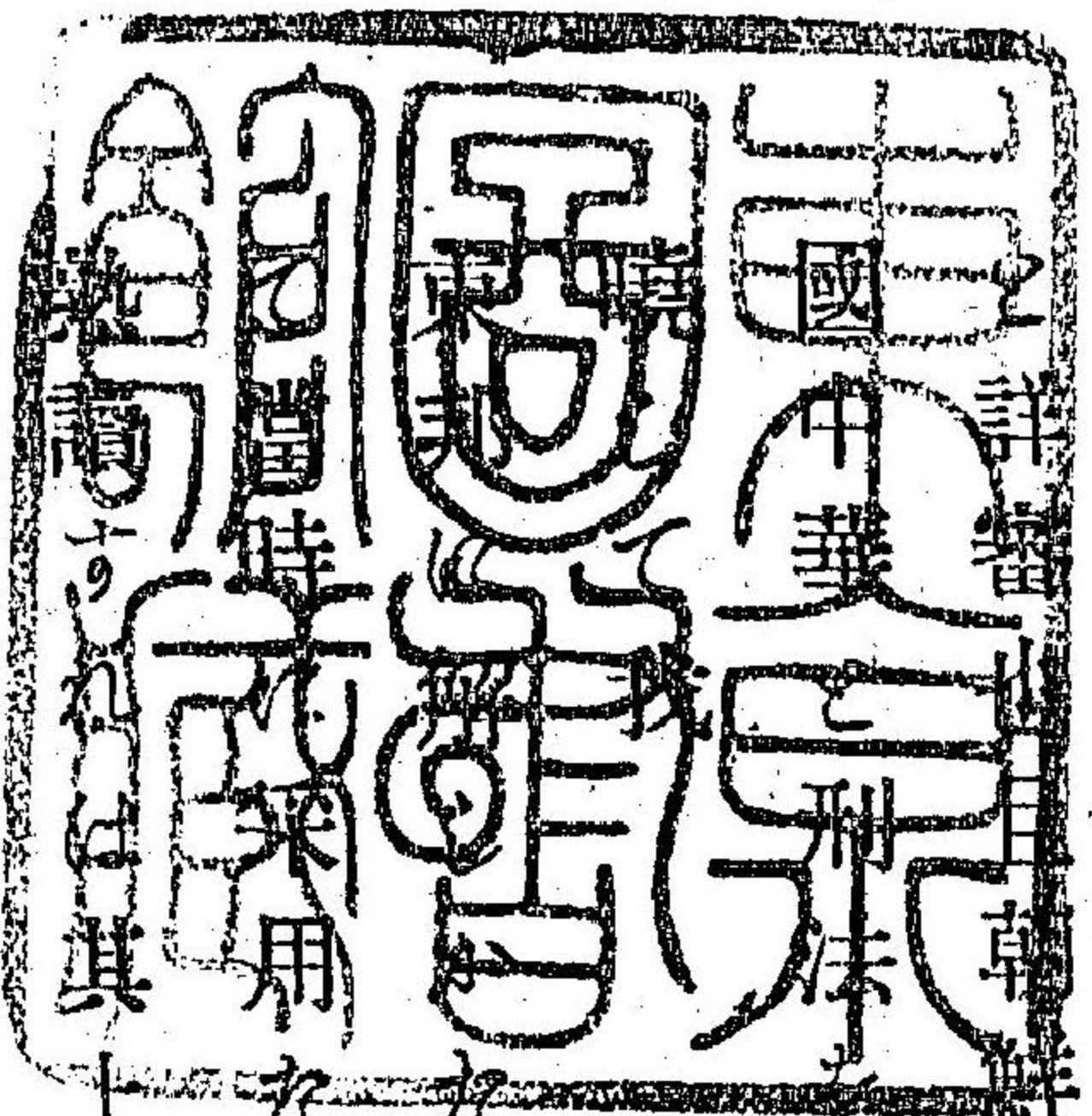


明治廿四年十月出版



無冤錄述緒言

一日我友木氏なるもの元の王氏か編輯せる無冤錄二卷を持來て予以示て曰此書たる獄事檢驗の法を説く



の諸文學これに註解せり然るに朝鮮と中華の刑法を同ふするを多し故にかの邦にして通たさても亦鮮からず冀くはこれを譯し

我

東邦の刑法と異なるを半に居せり下卷は其辨眩惑闢



疑似檢驗平正ならんを述たり因て其我東邦に用なきを省き採用なるへきをのみ抄出してこれを譯し號て無冤錄述と云蓋し竊に述て不作の義に擬せり故に舊本の三序跋語を留て舊本に違背せざるの意を存す猶亦かの邦の刑法を原んと欲する人は原本に就て求め玉へとのみ

元文改元年丙辰夏四月

泉州 河合甚兵衛源尚久識

新註無冤錄序

漢張釋之張、姓釋之名為廷尉刑官天下無冤民于定國于、姓定國名為

廷尉民自以不冤蓋獄重事也治地理獄固難斷也決獄尤難然

獄之關於人命者唯檢屍為至難毫釐之差生死攸繫苟定

檢不明雖善於治獄斷獄者亦末如之何也已昔宋惠父宋、姓

惠父字念獄情之失由定驗之誤曾編洗冤錄趙逸趙、姓逸齋齋、名

又訂丁、定切平冤錄吁冤而至於洗ス、クニ至於平カ、ニスルニ是猶鑿龍門以

決澎湃澎湃、行切、并、水勢也固不若長江大河滔滔汨汨安流

晝夜之無聲也欽惟聖朝愼于庶獄敬明乃罰天下無冤民

當不專美於漢予濫叨按牘官名之寄歷試檢復檢、初檢復、再檢之難



試程試程式法例也為持循之本參攻異同分門編類凡檢驗格

例序于首卷遵而行之庶幾謹之於初民自不冤僭日曰無

冤錄若夫道以德齊以禮必有承流宣化仰副聖天子無刑

之期者是編亦奚以為至大改元長至日冬至日也東甌王與東甌

地名王書于儒志山舍儒志齋名

新註無冤錄序

上古聖人治天下豈欲加刑於民哉刑之蓋不得已而用也

是故臯陶刑期無刑文王克明德慎罰此三代所以刑措

也措委置也三代而下漢之文景圜空虛圜獄也亦幾刑措世降

淳澆淳澆薄堅堯切訟獄繁興雖至聰明莫究枉直檢驗之頃或違

法則也法以致罪戾也罪此洗冤平冤錄之所以作也然洗冤不

如民自以不冤平冤又不若天下之無冤此東甌王氏無冤

錄之所以繼作也是編蓋專為去聲重罪者設其間致死非一

端為式非一事立法非一致蓋無所不備有官君子用之足

以輔乃斤斤紀觀反察之明也之明行其顯顯之公免乎責罰之及

成其職分之能若是則雖未至刑措庶幾其可以無冤也欽

惟天朝律祖也法於唐若網在綱莫非期於無冤也是編殆使

之無違乎律令者耶洪武甲子來建陽建陽地名始見之時天台

金銘令天台地名金姓括蒼金榮中丞括蒼地名金姓金華

傳瑛簿瑛名簿主簿典史為北方何貞典史名錄也掌刑曹

為北方員資員姓資名一時敬慎相率公直相尚奉行律

令兼得是編若駕輕車就熟路也官吏共謀重平聲鍍諸梓乃



寬其袞音秩編大其刻與居官者共之俾盡其泄官奉職之

善亦推己及人之心也咸囑予叙其端余嘉是編之有助重

刑之有尙於是乎序時洪武十七年歲闕阿葛逢困敦大歲

曰闕逢子歲臨川羊角山叟序臨川地名

名曰困敦新註無冤錄序

昔元朝東甌王氏增損洗冤平冤二錄編輯是書以傳于世

蓋欲使天下無冤民也然文頗難深人未能盡解以致檢覆

難明疑獄尙繁良可艱己恭惟我主上殿下以好生之德行

不忍之政軫念赤子或陷非辜廼命吏曹參議臣崔致雲判

承文院事臣李世衡藝文館直提學臣卞孝文承文院校理

臣金滉等俾著音註於是參校本文博考他書事窮源流字

究竅穴詳加註釋并附音訓今乃徹編以進遂令鈇梓廣布

仍命臣序其卷端臣義孫伏觀此書人之致死固非一端檢

屍亦非一式凡獄之可疑與夫意料之所不及者無所不載

二錄之義至王氏而乃備王氏之書至今日而益明誠萬世

法家準繩也嗚呼死者不可復生斷者不可復續檢驗之頃

毫釐或差則冤怨之所由生可不慎歟後之司獄者據此爲

按隨事考證以致其詳以領其要益體聖上欽恤之意哀矜

敬忌鑑其枉直權其輕重則安有刑罰失中而召怨傷和者

哉我朝鮮億萬世活民命而壽國脈者必將有賴於斯焉正

統三年十一月日中訓大夫集賢殿直提學知製教經筵侍

讀官臣柳義孫奉教序



新註無冤錄跋

夫無冤錄眞司獄者之指南也若檢復一失則雖使臯陶治之必未得其要領刑獄之差皆由於此恭惟我殿下深念干茲爰命文臣等將古註無冤錄更詳訓釋又抽出檢屍格例與狀式別爲二表然後開卷瞭然如示諸掌歲已未春廼命監司臣俞孝通鍍梓以廣其傳即令鳩工聚材將刊原州牧適農務方殷事未施行而見代臣繼承之始事於季秋斷手于季冬嗚呼是書編輯於皇元至我朝而註解詳明自今典獄者各盡乃心據此檢驗咸庶中正俾民無冤以副聖上恤民謹刑之意必矣庚申春正月日通政大夫江原道觀察黜陟使兼兵馬節制使兼監倉安集轉輸勸農管學事提調刑

獄公事知招討營田事臣崖萬理拜稽首敬跋



# 目次

## ○第一章 支體圖面並に分所名

○第一 支體圖面

○第二 仰面圖解

○第三 合面圖解

## ○第二章 檢法

○第一 檢視官屍に對する位置並に關係人書取の件

○第二 屍の所在及被服諸器具等を確むる件

○第三 檢視出向の途中貴人無頼人等の出會を避る件

○第四 死傷の原因疑はしき場合に於て老幼婦女等推問の件

○第五 檢視官宿泊所注意の件

自一至一  
自二至二  
自三至三  
自四至四  
自五至五  
自六至六  
丁丁丁丁

七  
同  
八  
同  
九  
丁丁丁丁



- 第六 殺傷検視の場合には第一行兇の器物を検視すべき件 九丁
- 第七 闘毆致死検視上證人取調注意の件 十丁
- 第八 検視書類に記載せざる参考事件申告の件 同丁
- 第九 關係人取調は鄭重を要するの件 十一丁
- 第十 検屍上耳目鼻口内等異物挿入注意の件 十二丁
- 第十一 婦女の屍跡検視は力めて公なるを要する件 同丁
- 第十二 春期の屍體死後の期日を豫定する件 十三丁
- 第十三 夏期の屍體全上 同丁
- 第十四 秋期の屍體全上 十四丁
- 第十五 冬期の屍體全上 同丁
- 第十六 盛夏の屍體全上 同丁

- 第十七 盛寒の屍體全上 十五丁
- 第十八 春秋氣候平和の時屍體全上 同丁
- 第十九 毆打致死と謀殺との検視上の注意及實例 十六丁
- 第二十 寒氣の爲めに發顯せざる毆打致死の屍體に就き傷所發見の方法 十七丁
- 第二十一 腐爛の死體衣類別徵等確定の件及其實例 十八丁
- 第二十二 検視を免れんと謀る件及其實例 二十丁
- 第二十三 銀釵を以て毒殺たる事を確認する件 二十一丁
- 第二十四 傷疵を隠す件並之を發見する方法 二十二丁
- 第二十五 死後毆打の痕疵を發顯する件 同丁
- 第二十六 検視上必用の藥品準備の件 二十三丁
- 第二十七 屍體の臭氣を防ぐ藥品の件 同丁



- 第二十八 全上 二十三丁
- 第二十九 死體檢視に就き注意の件  
並屍體の垢を落す藥品 二十四丁
- 第三十 水を以て屍體の痕疵を  
確定するの件 二十五丁
- 第三十一 糟醋を以て屍體の疵痕  
を發見するの件 同 丁
- 第三十二 疵痕發見注意の件 二十八丁
- 第三十三 致死の原因鄭重檢視の件 三十丁
- 第三十四 病死と變死との鑑定の件 三十三丁
- 第三十五 腐爛の死體に就き疵痕を  
確定するは着服檢見の件 三十四丁
- 第三十六 自爲と他爲とを鑑定する件 同 丁
- 第三十七 毆打致死の場合に於て  
陰囊檢見の必用ある件 三十五丁
- 第三十八 婦女子の屍體注意の件 三十六丁

- 第三十九 全上陰部檢視の件 同 丁
- 第四十 婦女子交接の有無鑑定の件 三十七丁
- 第四十一 婦女子の妊否鑑定の件 同 丁
- 第四十二 産婦の屍體檢視注意の件 三十八丁
- 第四十三 墮胎兒檢視の件 同 丁
- 第四十四 殺兒檢視注意の件 三十九丁
- 第四十五 故意に非ざる墮胎徵憑の件 同 丁
- 第四十六 血を滌ひで親子か否ら  
ざるかを知るの件 四十丁

### ○第三章 實例

- 第一 自勒死(十四例) 自四十三丁
- 第二 自縊死(十六例) 自四十九丁
- 第三 自縊死(十六例) 至五十九丁







- 第二十五 外物壓塞死(二例) 百十六丁
- 第二十六 蛇虫死(一例) 同丁
- 第二十七 男子過房死(一例) 百十七丁
- 第二十八 白僵乾瘁死(一例) 同丁
- 第二十九 虫鼠犬咬傷(一例) 百十八丁
- 第三十 死後仰臥停泊微赤黃色(一例) 同丁
- 第三十一 壞爛死(一例) 百十九丁

目次終







變死傷 無冤錄述

第一章 支體圖面並二分所名

第一支體圖面(前掲)

第二仰面圖解

- 頂心アツシン イタマキ也アタマノマン中百會ヒヤクエト云所也
- 偏左偏右ヘンサヘンユウ イタマキノ左イタマキノ右ヲ云也
- 額門ソウモン アタマノチドリ也百會ノ前ニアリ
- 頭顱トウロウ ヒタイ骨ホネ也チドリノ前ノ骨ノ事也
- 額角ガクカク ヒタイノ角カド也ヒタイ骨ノ右ト左トヲ云フナリ
- 兩大陽穴リヤウダイヤク 眉ノ末目マエメシリノ上也
- 眉叢サウ 眉ノ毛ノカシラ也
- 兩眼雙睛リヤウガンソウセイ 目ノタマノヒトミ也
- 兩腮類リヤウサイ 兩眼胞カンホツマブタノ皮也
- 兩腮類リヤウサイ ホウカマナ也



- 兩耳 リヤウニ ミ、 ○耳輪 コリ ミ、ノヘリ ○耳垂 コノスイ ミ、ノダブ也
- 耳竅 ニキヤウ ミ、ノアナ ○鼻梁 ヒリヤウ ハナバシラ ○鼻準 ヒシユン ハナノサキ
- 兩鼻竅 リヤウヒキヤウ ハナノアナ ○人中 ニンヂウ 鼻ト口トノ間ミヅノマンナカ也
- 上下唇吻 シンフン 唇ハクチヒル吻ハクチヒルノマワリ ○舌 ゼツ シタ
- 上下牙齒 ゲン 牙ハチクバ齒ハマヘバ ○頷頰 ゲン 頷ハチトガヒノ上ノ方也 頰ハ
- ナトガヒノ下ノ方也 ○咽喉 インコウ ノドノアナ也喉ハ前ニアリイキチ通シ咽ハ後
- ニアリ物チノム 此事論アリ 自割門ニ出
- 食氣類 シヨクキヤウ 喉ノ下ノフヘ也 ○兩血盆骨 ケツポン 即缺盆骨也乳ノ上ニナカクボナル所
- アリ是也 ○兩肩胛 ケツカウ カタサキ也
- 兩腋肌 エキシ 臂ノ骨也脇骨ト臂トノ間也 ○兩胎膈 キヤウハク ナマキシ肩サキノ下ニアリ
- 兩胸肌 キヨクシヤ 臂ノ節ノ内ノヒツカ、ミノ所也
- 兩手腕 シニウワン 手クヒノノヒカ、ミスル所也 ○兩手心 シン 手ノヒラ也

- 十指 手ノユビ ○十指肚 シツ ユヒノハラ肉ノアツキ所チ云也
- 十指甲縫 カウホウ 手ノ指ノ爪ト肉トノハヘキツ也
- 胸膛 キヤウダウ ムナイタ胸ノマン中也 ○兩乳 ニウ ナ、也
- 心坎 シンカン ムナサキムナイタノ下ハラノ上キウビト云所是也
- 肚腹 トフ ハラ也ムナサキノ下臍ノ上大腹也
- 兩肋 ロフ ワキホチアハラ骨也 ○兩脇 キウツ ワキアハラ骨ノ下也
- 臍肚 シイト ホヅノ下ノハラ也 ○兩勝 クム マタグラモ、ノ上チ云也
- 男子莖物腎囊婦人陰戶 ナンシ ケイフツシンノウフ シンシニコ 莖トハ男根腎囊トハフヅリ陰戶ハ女穴 ニョウケツ
- 兩腿 タイ モ、膝ノ上也 ○兩膝 シツ ヒザ脛ノ上ノ節骨也
- 兩膝腕 ケンシン ムカウズ子ノ骨也膝ヨリ下アシクビマデチ云也
- 兩脚腕 キヤウワン アシノクルブシノ下フビカ、ミスル所チ云也アシクヒ也
- 兩脚面 キヤウメン アシノカウ也 ○十趾甲 シウカウ アシノユビノ爪也



第三合面圖解

- 腦後ナウエ アタマノハナ百會ヒヤクエノウシロ也 ○髮際ハツサイカミノハヘギハ
- 耳根ニコ ミ、ノツケチ ○項頸コウケイ クビ ○兩臂膊ヒハク カタノ背
- 兩肘キツチツ ヒヂノフシ ○兩手背リヤウシユハイ 手ノカウ ○十指甲シウシツカマ ユビノツメ
- 脊背セキハイ セボチ ○脊脊セキリヨ セシ、背ノ肉ニクアル所チ皆云也
- 兩後肋ゴロフ ウシロノワキホチ也 ○兩後脇ゴキヤウ ワキノウシロ也
- 腰眼ヤウガン コシノ左右ノゴボカナル所也 ○兩臀ズン イサラヒシリコブタ也
- 穀道コクドウ 肛門也 ○兩腿ダイ 上ニ見 ○兩脚キョク 蹴キヨクシツ ヒザフシノ内
- 兩腿肚ダイト スチノ腹 ○兩脚キョク 蹠クツ クルブシ也内チ内蹠ト云外チ外蹠ト云
- 兩脚跟キョクコン クヒス ○兩脚キョク 心シン アシノウラノマンナカ
- 十趾シウシ アシノユビ ○十趾肚シウシト アシノユビサキノ肉ノ厚キ處
- 十趾甲シウシカマ 纒マキ アシノユビノ爪ト肉トノアワヒ

第二章 檢法

第一 檢視官屍に對する位置並關係人書取の件

凡屍タトコカハレを檢する時はその所に行て直に屍のそばへ行かず風上かきかみに坐まして其死人の骨肉親類又は其所のかよりの者を呼出よびて委ま問合あて後に改にかよるべし改終て書付に載のはづの者の姓名を書留べし

第二 屍の所在及被服諸器具等を確認する事

其屍また其まよ有時に家の内に在か家の外に在かたよみの上に在か地の上に在か或は山みやまか嶺たにか溪間たにか木の上かを見合て其屍を頓とんべき所を考て見るべし若山わかか溪たにかなれば山みやまのふもとへは何町ほどある何人の地面で何と云所と聞へし若家の内に在なればと



こちらに在て其そばに在諸道具類又は上に着てある物下に鋪てある物心を付見合べし

第三 検視出向の途中貴人無頼人等の出會を避る件

凡検視に行時其近邊又は途中なごにても貴むべき人或は産業つねならぬたぐひの者にうかど逢はぬやうにすべし常人とは分別が違ゆゑにわるくすれば謀を以て惑さるゝこと有也

第四 死傷の原因疑はしき場合に於て老幼婦女等推問の

件

其所にさまゝのわる者があつて人の死たわけを言かすめる事有て疑しき時は老人又は婦人小兒輩などの無智なる者又は遠隣の者に近より委く尋べしたくみのわけを知らず正直に云てしま

うこと有心得べし

第五 検視官宿泊所注意の件

遠方の所へ検屍に行時は其次宿する所の宿屋が其殺手か殺れた者かに縁ある者では無か又は其殺手か殺された者の親屬共が手を回して近付たがるかと心を付ふせぐべし

第六 殺傷検視の場合には第一行兇の器物を檢見すべき件

凡人殺の有た時には先急に其殺た刃物をもち出させて吟味すべし遅ければ其殺手の心やすきやつが方へ匿して偽をたくみて罪を免れたがること有べし其殺た道具と疵とを見合考る時は改がしやすき也



第七 闘毆致死検視上證人取調注意の件

屍を改る時何ぞむづかしく疑うたがはしきこと有は其場のわけを見たり  
聞たりした者を集めやうすを逐おと一に聞合すべし譬たとへは闘毆合など  
して居る内にづひ死た時に其打損うちこた痕あとも無くは毆たたれて死たとは  
定まがたし若其者が病氣いしやで醫者いしやにかよつて居たらは其病氣で死た  
事もはかりがたし其時其かよつて居た醫者を呼出よしとくと問正ただ  
さねばられがたし右の如く何もく委まかし知て居そうな者を集め  
て問合せて其中にも能知あたたらしく思おもはしことを考合せ大事に吟  
味すべしそななければ大なしそこなひが出来るもの也

第八 検視書類に記載せざる参考事件申告の件

屍改がすんで其上にて書付に載のがたきこと有る時はまのあたり  
にそのわけを申とよけ置おべし後に吟味ぎんみの時用に立たてることがある也  
若屍いしを改る時殺した者では無かと窮うかひ謀まて見てさてはこうして  
殺したものと云こと合點あゆきたらば分明に吟味して殺したものの  
に究きむへし若又委まかし吟味しても影かげもなきことなれば何なにに依よつて卒は  
に死たものと究むへし

第九 關係人取調鄭重を要するの件

凡屍を改る時は先隣家まつどなりの者共を集めくり返かへし審つにやうすを  
問皆く云分が一に歸かへしたれば極きてよし若其云分あれこれ間違まちが  
て合ぬ時は其殺た者の云分までも問合て相違ちがひた通に書留へし  
それを本にして吟味に及およぶことなれば最もらいきことを云者ありと  
も一二人の云分で究むべからずとくと心に落着おまで廣く問合す



べし下々の無筆者などは片言もあり又道理に違ひ居ることなど  
あるもの也再三審に吟味すへし

第十 検屍上耳目鼻口内等異物挿入注意の件

屍を改る時死人の腦後髪の内なごもとくと見るへし鍍の釘を火  
に焼て血の出ぬやうにして打こんであることも有也又目の睛口  
の内齒舌など鼻の内なごもよくし心をつかわりたること無か  
を見るへし大小便の二所も念入見るへし何を打こんで有ことも  
ある也

第十一 婦女の屍體檢視は方めて公なるを要する件

すべて女などの屍を改る時に座鋪の内にて改を請とも何分にも  
大路にかき出と隣近所の者も知るやうにして改へし後に人の疑

ひをさぐる爲に明白にすへきこと也

第十二 春期の屍體死後の期日を豫定する件

春の三月は屍二三日過れば變動也口鼻肚の皮兩脇胸の上肉色少  
し青し若十日以後になれば鼻耳の内多く悪汁流れ出て肚の皮膨  
脹これは肥満した人のこと也若長病にて形瘦弱りたる人なれば  
半月以後に變する也

第十三 夏期の屍體同上

夏の三月は屍一二日過れば先面上肚の皮兩脇胃の上の肉色變動  
也三日過れば口鼻の内多く汁流れ出て蛆虫がわひて總身は膨脹  
唇はそりかへり膚は爛れ皮がぶつくと起る也四五日過れば髪  
ぬけをつる也



第十四 秋期の屍體同上

秋の三月は屍二三日過れば先面上肚の皮兩脇胃の上肉色かわる  
四五日過れば口鼻の内汁流出て蛆虫多し總身膨脹唇はそりかへ  
り皮かぶつくと起る六七日過れば髪脱落也

第十五 冬期の屍體同上

冬の三月は屍四五日過れば總身の肉色黄ばみて少く變半月以後  
に先面上口鼻兩脇より變左右其屍に薦蓆などをかけて裏み濕地  
に置は變ること遅し審に日數の多少を吟味すへし春秋の寒煖の  
氣を考ふるへし

第十六 盛夏の屍體同上

盛熱の時は屍一日過れば即皮肉の色變りて青黒になつて臭氣も

出三四日過れば皮肉かそろく壞れ脹て蛆虫もわく口鼻の内悪  
汁が流れ出て髪もそろく脱かふる也

第十七 盛寒の屍體同上

盛寒の時節の五日は盛熱の時節の一日にかけ合也盛寒の時節の  
半月は盛熱の時節の三五日とかけ合と知るへし

第十八 春秋氣候平和の時屍體同上

春秋の氣候平和にしてをたやかなる時の二三日は夏の一日にか  
け合八九日は夏の三四日とかけ合也然さも人の肥たると瘦たると  
同じからず肥て少き人は早く壞る也瘦て老たる人はをそく壞  
る也又南國北國にて氣候の同じからぬことあり又山中なごにて  
俄に寒く俄にあつきさまくの氣候あり時に臨て考知べし



第十九 毆打致死と謀故殺との檢視上の注意及實例

ある郷の百姓が外甥と隣の家の子と二人に鋤をもたせて山をきり開て粟をうへさせにつかわせしに二夜まで歸り來らず不審に思て行て尋て見たれば二人共に死で居るゆへに訴出たれば直に改め役人が行て改め見るに衣服も着たまゝにて一人は小屋外に死て居り一人は小屋の内に死て居る外に在屍は項の後の骨が損じて頭面に刃物痕があり又小屋の内の屍は左の項の下右の腦の後に刃物の切痕あり皆々の云分には外に在屍は初に殺されて小屋の内の屍は後に自害して死たものと見ゆる此二人が死たばかりにて小屋の内にも別に財物も無ければ盜賊のむわざとも見へず二人口論でもして毆合て死たに究たと云時に一人の改め役人

か合點せずして云にはとくと此やうすを考見るに二人とも人に殺されたと究てよかるべし其子細は小屋の内の屍に腦の後に在疵が疑しきもの自刃物を以て死るに手の勝手がわるきゆへかくはなきはづと云其後日數もたゝぬ内に殺た者が露見して讎で殺たに究りむことあり凡殺された屍を改るに齒舌口鼻の内或は手足の爪の中などを見るべし竹筥竹釘の類をさしこんてあることあり

第二十 寒氣の爲めに發顯せざる毆打致死の屍體に就き  
傷所發見の方法

昔二人鬪毆合て居る内に一人は地に仆れて氣が絶て即時に死た其やうすは人の見て知てあることは明白なれども改の役人の見



分の時になつて其屍に少しの痕もなければ毆れて死たとも究がたく獨死たと究るにも相手が有たものなればとかく究がたく當惑して居けるが其時寒氣の強に心付て寒さ故に痕があらわれぬと察して屍の長はごに地を坑く掘らせて柴を焼て其坑の内を熱くして其屍を置いて衣類を以て覆ひ良久くして屍に温まりの入たる時に屍を出し酒と醋とを紙に潑して貼て置いて見たれば毆合の時にあたつた痕が一一あらわれしこと有り

## 第二十一 腐爛の死體衣類別徴等確定の件及其實例

凡屍を檢するには先其血肉親屬其外近隣の者を集め委く其やうすを問其云分の通にありそやな者かとかと見合すべし若又其屍日數を経たれば膨脹て腐爛て顔なりも見定がたき時は能知たる

者に此屍は誰某に違なきかとかとしかに問きくべし衣服は何を着て居た何色て有た又其紋所なごもとかと問べしさて又身の内に腫物などのふる痕でも有たかとかと心を付て委く問て後に改むべし大槩にして置てあとで大な誤になることある也其例は昔叔姪兩人ありしが中がわるかりしに或とき姪の家來が叔に大きに打れたれば其姪か其家來を人の知ぬ所へつかわし深くかくして置て却て其叔の方へねたりかよりにて此方の家來を追つけて水に落ちて殺されたるやうにして訴て出る其家來がもと六つ指てありしに其時に六つ指の屍か江の中にありしを證據にこしらへて申し出しゆへ改め役人が行て吟味するに屍は六つ指に相違なく其上打られた痕も有しゆへ叔が殺したに究る叔も云分たしず明に殺



さぬ證據なければ是非に及ばず獄に下る時に叔の家來が偶わきから其六つ指が隠れ家を聞出して來りしに其やうすを姪が又ちらと知てかくし置た家來が出ては一大事と思ひつめて行てそつと殺して水の中へ棄置叔の家には其六つ指が隠れ家を知たやうすを委く訴て出ければ姪が謀忽にあらわれ罪に伏しけり其時に先の改め役人も大にどがめを蒙りしこと也

第二十二 檢視を免れんと謀る件及其實例

凡檢屍に行た時に其親屬共が色々に申て改を免すことを請ことありとも其屍か其所に有か無かをとくと見定むへむわるくすると其やうな時には屍か其所に無ことがあるもの也其例は昔甲と乙と互に争て甲は死て山の上にて在るを甲か家より人を出して其

屍をばんを以て薦蓆の類を以てかこうて改を待て居りしにまづ其けんくはのやうすは甲が殺されて乙は殺手なれば乙は罪人に成はつの事ゆへ改が有てわけか明白に知ると乙か勝手に惡き故に其屍のばんを以て居る所へ乙か方から夜ふけて人をやつてそつと甲か屍を偷み取て死た犬を跡に置たること有これは殺たわけをまさらはむくして罪をのかれん爲の謀也

第二十三 銀釵を以て毒殺たる事を確認する件

屍を改る時其狀たしかに毒にあたつて死たものと見ゆる時に銀釵を屍の喉の中に入れて見へし少時をきて出し見れば其銀釵の色黒く成てある也是生て居る内に毒にあてられて死たる也さてその銀釵は兼て銀を吟味してこしらへ懷中に所持すべし時に臨て



女の頭にさして居銀簪など借用ては知れぬ也やき付銀ながし又は銅まじりの銀なごにては毒氣なくとも穢氣に觸れば其色忽かわる也至極色よき銀にて偽なき細工人を吟味してこしらへたる銀釵ならでは大に改めそこなひが出来るもの也

第二十四 傷疵を隠す件並之を發見する方法

改の時きず痕をかくして置事ありそれは茜草を醋の内に入れて疵に塗れば其痕皆見へぬもの也其時は甘草一味を水に煎じて其汁にて洗へは即見ゆる也

第二十五 死後毆打の痕疵を發顯する件

人の身は本が赤黒色なるものが死て後は變じて青色に成ゆへに打毆した痕か見へがたし其痕らく疑しき所あらば先水を以て

其上を濕し後に葱白を拍碎て爛し其痕の疑しき所にぬりて其上に紙を醋に蘸上に蓋て一時ばかり待て其紙も葱白もどりのけて見ると痕か明に知れる也

第二十六 檢視上必用の藥品準備の件

屍を檢する時に入用の物をそろへ置べし糟醋葱白山椒鹽白梅右件の物は痕見へかたき時籍て罨ひ其痕を改る品也

第二十七 屍體の臭氣を防く藥品の件

其屍のそばへ行て改にかゝる時に皂角蒼朮降眞香の類を焼て臭穢の氣を避べし或は眞麻油を鼻の孔の邊に塗るもよし又は蘇合香丸を以て鼻の孔を塞もよし

第二十八 同上



屍を改め畢てそこを外へのく時三五足ほどの間に炭の火ををこして置いて火の上へ醋をかけて其そばを過れば其匂が鼻に入れば穢氣がさつはりとなる也

第二十九 死體檢視に就き注意の件並死體の垢を落す藥

品

凡屍を改るには先其屍の四方に何ぞ在かど見定め又屍の形まても委く書留へし或は首くよりなごならは何れの木又はかこの梁又は高ひ低ひの丈尺をも見るべし若高き所より踏はづして落て死たれば其下に足あとがあるべし若水に落て滄死たれば其所に足のあとがあるべし其水の深ひ淺ひも量るべし○そこで其屍を平に明なる所へ取移して改べし土に直に置はあし下鋪には

薦蓆などを用ゆべし○そこで衣服足袋なども脱がせて懷中に在る道具なども一一委く書付へし○次に皂莢を煎じた湯を以て屍の身の垢をあらわして其上を水にてよくあらる吟味すべし

第三十 水を以て屍體の疵痕を確定するの件

若其屍の身の中に青黒色の所あらば其上に水を滴て見るべし疵痕なれば肉が硬くして水か住て流れず痕でなきときは其肉軟なる故水が流る也

第三十一 糟醋を以て屍體の疵痕を發見するの件

まぎらはしき屍を改るには糟醋を以て屍を罨ひ其上を死人の衣服を以て盡く蓋ひ置いて醋酒を煮あたゝめて其上に澆ぎしめて又其上を薦蓆を以て罨ひ一時ばかり置けば屍にあたゝまり透て



軟かになる也其時罨あひ置たる物をどりのけて水を以て糟醋せうそを落おて見れば痕が明に見ゆる也只糟醋を以て罨あはかりにては痕は知れぬ也法の通とおにして改へし

初春と冬とは醋すを熱あつく煎せんじて用ゆへし糟せうも炒やいて熱あつくして用ゆへし仲春と殘秋ざんしゅうとは少すくしあたしめ用ゆべし

夏秋の間は糟醋せうそとも少すく々あたしめて用ゆへし天氣とつれて皮肉かわにくか却かへてそこねるとあるへし

秋の末すえならば左右の手并たてなみに兩脇りょうわきを三四尺ほど間をあけて火をたいてあたしむへし氣候きこうかやし涼すずしき故也

雪中寒氣せうじゆくかんき至いたつて強つよき時には屍こゝろが凍こであるゆへ糟せうも醋すも至極しごくに熱あつくして衣類いりを重かさて罨あてもあたしまりが透とおりがたく屍こゝろが軟やわにならず

其時には地に坑あなを掘ほて屍こゝろの人ほごに闊ひろく深ふかさは三尺ほごに掘ほて其内うちにて火を燒たて土の色赤くなりたる時に醋すを沃そけは土がほこくあたしかに成なる時屍こゝろを昇あ上あて其内うちに移うつてあたしかくこしらへ置おたる糟醋せうそにて罨あひ其上そのうへに衣服いふくを以て蓋おほ熱あつき醋酒すけしゆを以てしめし兩旁りやうはた二三尺間をあけて火を烘たてあたしまりを透とおして後に屍こゝろを出だし改へし

餘寒の時は坑あなを掘ほにをよはず只火を烘たて兩旁りやうはたよりあたしむべし凡暑氣ぼんじきの中には湯ゆにても水みづにても酒さけにても醋すにても屍こゝろの上うへにつけは疵かさのある所は上皮かわが白色しろになり疵かさのなき所が却かへて青黑色あざくろに成な疵痕かさあとが見みへがたきもの也其時にわる臭くさきを避さきさらうてざつと改かてをけは誤あやまる事多おほし委細あや細こに改かへきこと也若疑もしき痕あとらしき所



あつて上皮がすりむき破れなごしてあらは剥去て見るべし其下に血の集りたる所があるべし又暑月には口眼鼻耳前陰肛門にまた虫のわかぬに却て太陽の穴髪のはへ際兩脇骨腹などに蛆虫のわきたる所あるなれば其所に疵が有と知るべし

第三十二 疵痕發見注意の件

屍を改るには先髻を解て髪を分開て改べし次に頭頂顙門左右の大陽穴を見るへし又眼閉て居るなれば擘開ひて睛を改へし鼻の穴をも見るへし口も擘開ひて舌はぐきなき改べしそれより手足腹背下二孔のこる所なく改べし又薬を付て疵痕の色にこしらへたるもの有それは竹篋を以て其所をこすれば即見ゆる也其外索などにてしめたる痕など有か心を付べし

死人の年頃も幾つばかり身の長も何尺何寸とよく見定め痕の大小も見るへし其色あひも其數も其深ひ淺ひも委く見定むべし又いれほくろなきをも又は灸の跡又は瘡癩のあとでも有かをは見定べし何から何まで細に吟味して又疑しき所あらは醋糟を以て罨て置て良久くして其糟をのけて水を以てはき洗日あたりの所へもち出して新なる油引の絹か又は新なる傘を以て見あらはしとたき所へ持ていて照し見れば痕がとくと見ゆる也若雨天曇天の時はおへる炭の火を以て隔て照し見れば日の光にことならず猶又其痕見へがたきことあらは梅を搗爛しその痕の所へ付て其上を罨ひむして置て良久くしてのけて見れば痕がとくと知る也若又見定めがたき時は再白梅の肉に葱白山椒鹽を和して一處



に研拍すりうちて餅もちの如くにして火の上に煨あぶり熱くして置いて先其所に紙を鋪しきて其上へ右の熱くなつたるをべたと付て少時しばらくしてのけて見れば明に見へる也

第三十三 致死の原因鄭重檢視の件

凡屍を檢する時ずひぶん親切しんせつに吟味ぎんみすへし死人まづ人に打れて後に毒を服して死者あり又打れて後自縊みずからくひしめて死者あり打れて後水に入て死者あり又打殺て後に毒藥を口の内に灌そそぎ入て自毒を服して死たるやうにこしらへ欺あざむく者あり又死して後にわきから索なわを以て項くびを結くわて起おこして高くつり上偽いつはりて自縊みずからくひしめしたるやうにこしらへる者あり又殺て後水に入て身なげにこしらへるもあり此類の者に多く改かへそこなひが出来る者也子細こまかに考べし

屍にきつと疵もなく何なんで死たしと云ことが知れぬ時に兩の手脚に縛しばられた痕が有か無かをみるべし若其痕あらば項と口とを見るべし衣類などを以て口鼻を掩おほて殺したことも有べしそれなれば項の肉が硬かたきて有べし舌の尖とがを嚙破かみやぶりたる痕も有べし前陰肛門に踏ふれたる跡が有か無かを見るべし

老年の人を手を以てをを殺したれば痕の見へぬこと有也

屍か肥こて壯さかんに見ゆる者に身うち何の痕もなく黄ばみ瘦やせたるけしきも無なき病で死たものとは定がたき也子細こまかに吟味ぎんみして何によつて死たものと云ことを考べし誤ることが多きもの也

毆うき殺されたる者ならば其旁そばに打た杖つえとか棒ぼうとかあるか又は打たらしき物が無かとよく見定めそこで其かゝり合の者の



口上をもとくと聞定めその後屍の衣を脱去らせはたかにして改め見るべし若又其屍が水の内に在か又はくらき所にあるかせまき所にあるかならば改にくひ故勝手によき明なる所へ屍を移してさて其移すわけをも其かゝりの者にとくと云聞せて置てさてまた初在た所其あたりのやうすをも委く見定めてそこを紙を以て屍の上に蓋ひ醋糟にて罨ひ次に醋酒を洒き良久くしてそれを掲去て屍を改むへし上より下前後有無の疵などよく改め死人の年頃をも見はかり身の長の高ひ低ひも何尺何寸ほど見定めをきて其親屬に年頃せいかつかうも又何ことも委く云せて聞べしさて又屍の面の色あひも見定め手脚も伸たか縮たかをも見るべし髪をも解分て改め入ほくろなごをもとくと改め文字を

入たか又は物の形を畫て入たかをも見るべし其内に入墨などは薬を以て消すとありそこをば竹篋を以てたしひて見れば見ゆるなり

第三十四 病死と變死との鑑定の件

罪囚の者獄中にて病死するは輕き病が段々重くなりて十分大切になりて死るがあり其うちに眞心痛眞頭痛などは朝に發して夕に死するなごも有又卒中の症などは即時に死ると也先大抵は輕き症より重く成て死る也又急症にて治に及ばず死るもあり先は獄に囚て居る者は心が常にうれひ苦て居る故に常人のやうに無きものなれば病が重き方になると其まゝ十分大切に成て死る也又長病痼疾なれば形も瘦せ弱りて腹も肚も低く陥てある也又俄



に死た者なれば形が瘦よわりもせず腹も陷もせぬはづ也然れども病の輕ひ重の中にも亦段々の差別が有れば死るにも遅ひ速ひがあり一槩に論じがたし考べし

第三十五 腐爛の屍體に就き疵痕を確定するは着服檢見の件

刃物にて割殺された屍其疵疑はしきことあらば先其痕を見るべし大なる處は割こみたる口也小なる處透りたる痕也若また屍が爛て痕の分りがたきことあらば屍の着て居たる衣服に其割殺た時の刃物の跡が有べし血なども付て有べしそれを其屍の疵らしき所にあてし見て考へ知るべし

第三十六 自爲と他爲とを鑑定する件

或は屍うつふしに臥て其右の手に刃物などを持って死で居る屍に喉の下より臍の下までの内に切痕あるならば酒に酔てたをれなごとして自身に壓かよりて傷りたる也又は其あたりに高き所あるなればそれへ登りてすべり落て壓にかよりて自身に傷たか其身内に錢などの類を付て居るかを見るべし又泥の内に落て死たるにも此類あり

第三十七 毆打致死の場合に於て陰囊檢見の必用ある件

けんくわして死た者に相手あることは分明なれとも其屍にさまでの痕もなき時は打れて死たとも定がたし若其死た者か下ぢに病が有て死たか又はけんくわより先に酒に酔て居て争によつて



氣が上て死たものか也それならば陰囊が片方又は兩方ともか縮み上て腹の内へ卵が入て探てみてもなきもの也其時には温めた醋を衣服か又は綿なさにしめて其陰囊をあたくめて少時置てさて手を以て小腹をそろくさすり下せは陰囊の卵が自ら出る也是其むる也然し要害處一一に改め見るへし

## 第三十八 婦女子の屍體注意の件

婦人の屍を改るには見くるしきこと多しそれを少くも遠慮するときは見誤ることあるへし

## 第三十九 同上陰部檢見の件

婦人の屍に身の内に疵なき時は陰門を見るへしこれより刃物を入て刺殺すことあり其刃物のささが内より皮の方へ近く入たら

は臍の下に血の集りたる色が見へてある也若其刃物のささが腹の内へ深く入て皮の方へ遠ければ血の集たる色はみへぬ也

## 第四十 婦女子交接の有無鑑定の件

若其婦人がいまた嫁せぬ女か又は嫁たかを改ねは吟味委くなりかたき時は其屍をあかるき平なる所へ昇出して死人の母親血屬并に近隣の婦人二三人も呼集めこれらに見せて證據にして置てさて收生婆に云付て中指の爪をよく切てその上を綿にて巻て陰門をそろく探り入させて見るへし綿のささに血が付て出ればこれはいまた嫁せぬ女也次に改るは前に云て有如く洗濯て總身のこらす吟味すへし

## 第四十一 婦女子の肛否鑑定の件



婦人の屍に胎孕はらみて居るかさもなきかを改るには收生婆とらひばいに云付て心下むねのしたより臍はらの下までを手を以て拍たたたせて見て堅かたければ胎孕あり軟やわらかなれば無也又陰門の内をも改べし何を堅き物でも推おしこんで有か無かを見るべし

第四十二 産婦の屍體檢視注意の件

孕婦人殺るか又は産に臨のぞんで子下らずして死たるかの屍を埋うづか又は其まゝ置ても日數ひかずを経れば其屍の肉が内へも外へも膨脹ふくらして腹の内の子を脹はらて追出おしして有もの也それには臍帶へそなども有て屍の脚の間に出てある也産門に血水悪物も流れ出てある也

第四十三 隨胎兒檢視の件

隨胎たとして死たを改るにはもはや幾月いくつきに成る子と云を改見るへ

し

さて又毆たかれて墮胎したものなれば母の身の内に痕があるべしそれを改べし其子の手足は全く備まつたかまた十分にそろわぬかを見るべし六ヶ月になれば髪がはへて有也

第四十四 殺兒檢視注意の件

けんくはの時などに子を跌殺おしてそれを罪つみに云立て相手を執へさせる謀はかりごとをする者あり子の手足をとらへて足の踵かかとにて喉のどの下を踏ふて殺とも有べしそれは其喉の下をさすりて見れば踏ふれた所が陥おちてある也

第四十五 故意に非ざる墮胎徴憑の件

墮胎の子がまた其母の腹の中に居る時に何ぞに大に驚おどかされた



るによつて死てそこて胎が下たらば其胞衣が紫黒色也其血かこりかたまりたる所は軟なり又生れて後に死たる子は屍の色が淡紅色にして紫黒の色はなし胞衣も色白し又其子胎内の月が足らぬ時は五體が十分に備らずそこをかたわな所が有也

第四十六 血を滌ひて親子か否らさるかを知るの件

辯親生血屬

洗冤録に滴骨親を試み驗す法に云某か父母の骸骨の上に其子の血をしぼりて滴れば血が沁こむ也若また骨肉の親子にて無ときは血の沁こむことなしと疑しきことなれども古も其例ありとて史を引て曰昔豫章と云所へ封せられ王綜と云人は梁の武帝の第二の子也綜か母は吳淑媛と云女也初は齊の東昏王の宮女にして

寵を得し也東昏王亡て武帝に取られて吳淑媛も亦武帝の宮女と成幸せられて七月目に王綜を生む宮中人皆産の早きを疑ひし事也王綜年十四五に及て夢に一人の年少き肥て壯なる人來て王綜が首をひつさけると見ること度々のことなりと故に王綜も合點のゆかぬことと思て其やうすを母にかたりて其夢の人の容貌を云立るに正しく東昏王の姿也淑媛か答に我武帝に幸せられて七月目に汝を生いかでか武帝の皇子にてあるべき東昏王の王子に疑なし必人に此ことを洩したまうなど云けり是より王綜日夜なけきかならみて自分の別室にて齊の先祖を祠り又ひそかに曲阿と云所に行て齊の明帝の陵を拜しをこたることなし然れども猶もうたがわしく思て俗説に聞たる生る子の血を死る父の骸骨に



灑けは血沁こめば即父子たるの驗也とこれを試んとてひそかに東昏王の墓をあばひて骸骨をとり出して血を瀝て試りに沁こみしと也其後西州に居られし時次男生に王綜猶又試んとて其子を一月餘過殺て瘞んて置て後に其骨を取出し我か血を滴て試るに又沁こみしと也此を以て觀れば洗冤錄の説よつて來る所あり一槩に疑へからず

### 第二章

#### 第一 勒死 十四例

人にしめ殺されたる者を勒死と云也其屍は口開き眼見はり怒て直視居る也首の邊に勒痕が黑色にて喉の方場で其痕か首のまわりを匝と交てある也是は人に勒殺されたる也又自縊て死た者は舌が出て首のまわりの痕か匝とは交らぬ也故ありて我と我が首を勒て死た者は其屍兩眼は合唇の皮開て齒を露し舌を咬出すこと一二分ばかり肉色黄ばみ瘦劣れ兩手握しめ臂に糞が出てある也兩の手の内に自繫しめたる索などを緊と把て居る也死後にもはなさぬもの也其自身にしめたる兩拳の相去る間か幾尺寸はとあると云とを見るべし喉の下の勒痕が



黒色なものの也其まわりどれほどにて繫くわむめの痕が喉の下にある  
 まへの方はどれほど深くしめこんたと云々を見るべし又其勒  
 た時直に救すくひたすけて索なまを解たれば死でも屍が舌を咬かみ出はせぬ  
 もの也臂しほに糞ふんもなきもの也

死人身に疵痕もなく面色青黒く或は一方腫たるやりに見ゆるは  
 多はは何ぞを以て口も鼻もむし殺したと見るべし帶手拭おびてぬぐひなどに  
 てしめ殺されたる者は頂上いただきの肉にくが硬かたし是はしめ殺さるゝ時氣が頂  
 上へのほせる故也又手足に打毆たたかれたる痕があるものか舌もか  
 み破りはせぬか糞門前陰せんいんをふまれて腫たる痕があるかを改見る  
 べし若其類の痕もなきときは口の内に涎唾よだれつわきなどが有かなきか喉  
 の間が腫てあるか無かを改見るべし若口の内に涎があるか喉の

間か腫てあらば纏喉風てんこうふうを病て死たと知るべし右のやうにしめ殺  
 された者は腹がものを食はずにも脹れ満みちてあるものなり  
 人に勒殺された者は喉の下の索なまの類が交過いりちがらであるもの也手の爪  
 にて抓損かきそんじたる痕もあるべし爪も指も抓損して居る也  
 人に打たゝかれ繩なまにて勒殺されたる者は其屍のくよりしめたる  
 處喉の下の黒き跡六七寸ばかり項の後へは行とゞかず臂に糞が  
 出てある也

人に喉の下を勒殺されたる屍は口眼ともに開き両手開き散ちぢり  
 が緩ゆるまりてある也喉の下の黒き跡一尺ばかりあるべし  
 自縊くびしめしたか又は人に勒殺されたか又は外の事で殺して置おきてそれ  
 を自縊みづからくびしめとことらへて偽いつわるとあるもの也それは至いたて辨べんじ易やすし先自



縊め死た者は其しめた縄帯のしめた處が入交てあり左右の耳の後が深紫色にありて眼は合唇開き手は握齒はあらはして居るもの也

さて縊した索が喉の上にある時は舌が齒の所までとゞひてある也喉の下にくより索がある時は舌が多く出てある也胃の邊涎沫が滴りて臀に糞が出てあるなり

若又たよき殺して置いて跡で偽て自縊にこしらへたる者は口眼多は開き手も開き散じ髻緩み血脉の通ひが絶て後にしめたるものゆへくよりたる跡も血があつまらぬゆへに黒色にもなく舌も出ず齒の所までもとゞかず頂上の肉に指爪の痕もあるべし身の内に別に此痕で殺されたと見ゆる疵痕があるべし

窓のれんぢか又は林の木などの隔たる際に首を入れてしめ殺して置いて跡で自縊して死たやうにこしらへ偽てあり其時は其しめ縄が行わたらず喉の下のしめ痕もはさみたるものゆへ眞直にて耳の後にはとゞかず然れどもわざと結しめたる故に極て深くしめ入てあるべし其上に黒色の痕が耳の後の髪のはへ際までとはとゞかぬ也

喉の下を勒殺されたる者は其しめ索の結目が項の後になつて有べし兩手は垂れ下らず縦ひ垂るゝとも眞直には垂れず其死人の背が柱などによつてあるべし殺した者が其屍の襟を把て動かしたことあるべし其時は死人の襟が喉の下へ引付てあるべし然れどもきつと黒色なる痕があるべしそれが其勒たる痕なり



凡勒殺されたる屍を檢するには其勒たる繩の類を其時に委く吟味すべし幾度も見合すべし其しめ繩の餘か頂の後へたらしと垂れてあるべし其屍は地に臥て居るべし其勒らるゝ時いろくんと争ひ身もたへをする故髪の結目も緩み散らけ且身の内に何を物へ打あたりたる痕もあるべし其屍の側の壁戸障子などに打あてすり付なごしたる跡もあるか心を付見るべし

始にも云て有る通打殺して後は繩を以て首をしはりてもその痕はつかぬもの也人が死して後は氣血が通はぬゆへ紫赤色にもなく深くしめこみても只白きしめ痕なりそれを隠さん爲に火篋などを烙てやきがねにして其痕をこしらへるとがある也然れどもやきがねの跡は紅色も焦いろにして且又其痕の上じくくと濕

氣有て乾かぬものなり

なま殺しにして置いて半死半生の所を直に引立てつり上で自縊にこしらへるとあり是は甚まぎらわしく辨じにくひもの也時に臨んでよくよく考吟味すべし

第二 自縊死 十六例

自縊して死たる屍を改るには先其所の梁の高さ幾尺あるとはかるべしさて其死人の兩脚空にかゝり舌が出てあるべし首の結目と匣とまわつてはあるまじし自首くゝるの状也

屋の内にて自縊する者は先その繩を楣にかけたか梁にかけたか何にもせよ其かけた所の上の塵を改め見るべし其塵がみたれて散てあるべし若又其塵が乱れもせずをちつひて有なればわ



きから偽りこしらへたる也。さて其くよりてある繩をば杖にて  
 ちよつくと敲き見るべし。緊としまつて有なれば自首くよりた  
 る也。もと又緩みがあるなれば外に在たを移し置たる也。わきから  
 移したるならば大方は屍を動かす時首のしめ所がにぢりて外  
 へよるもの也。始のしめ痕の外に移た時のしめ跡があるもの也。  
 自縊した者の屍を檢するには先其所誰人地面にて所の名は何と  
 云ぞと聞定むべし。誰がそれを見付たぞと問へし。又其しめ繩のく  
 より目がきつと十文字に成てあるか。又は少し緩いか。又は着て居  
 る衣服はふるひか。新しひかをも見るべし。其側に何ぞあるか。其人  
 がさちへ向て居る。又何を踏次にして上りたぞ。高さはどれほどに  
 くより上たぞ。足は地からどれほど離れてあると云を委細に見

定てそこで其立合た者どもに對し目の前にて繩を解屍をそつと  
 をろし明なる所へ出してそこで其繩の長さ幾尺あると云ことを  
 も量り見るべし。又くよりたる所の長さを委しく見るべし。項の  
 下よりかこみて耳の後髪のはへぎわの上へかけてある其痕の廣  
 いか狭いか。斜めか長いか短いかをもよくくはかり見るべし。そ  
 こで總身のこらず委細に吟味すべし。

首くよりを檢する時の作法は先初て訴出たる者に向て其死人は  
 どこの生れの者ぞと云を問きて見付た時はいつであつた其ま  
 し繩を解をろし救うたかいなやを問。又死人の年はいくつて何の  
 わざをして渡世をして居たぞ。家内は幾人あるぞ。自縊したわけは  
 どうしたぞ。から自縊したなど。問べし。又は人の家來なれば奉公



人請狀うけぢやうなどもよくよく見定め年頃としがらなどをたづねそこで縊くした所をよよくよく見定め見付た時ときもはや死で居たかまた生て居たか救たすけたか否死いなせてより何時いつばかりになるなど委く問べし自縊する所の高さは大抵たいていは八尺以上であるべし兩脚ふたあしが空にかゝりてあるべし物をふみ次つぎにして上て死たのは脚あしの地を離れし高さよりは踏次ふみつぎにした物の高さは一倍いちばいあるべし自縊には又高き所低き所にかゝわらず上より繩などをかけて其身は地に跪ひざまづても死ぬるもの也一槩いちがいに云べからず或は高さ三尺ばかりある所にて首くよりたるは其屍が首はくよりて身は下へ垂れ下りてあるか其身か横よこにたをれて臥ふてあるかすべし其時はくよりたる痕が横よこにあるはづ腦なみの後髪のちかみのはへ際ぎまの

所までは行かぬはつ也

若雨中わかうちゆうにて泥地ぼろちの時は其屍が赤足あかあしか又鞋わらぢなどはいて居るかを見るべし其踏ふみたる跡が足の通とおにあるはづなり自縊したる者は其屍兩眼合ふて唇の色黒く外へ開て齒はをあらわして居る也若喉もしのどの上の方を止めたるは口が閉とめて牙關くわんが堅かたく齒はにて舌のさきを少すこと咬かみて舌は出ず若又喉もしの下の方をくれば口開き舌のさき齒より外へ一二分ばかり出てある也面の色は紫赤むらさきあかにて口の兩旁りゅうぼう胸むねの邊へんに涎沫よだれをたれてある也兩手は大指よさきを握りつめ兩脚ふたあしのさき眞直まことに下へ垂たれて腿ももの上に血のこり集たる痕が火にてやきたるやうに成てあるべし肚はらの下小腹しやうぶなども陷おちて青黒色なり大小便も自ら出てあるべし臀しりの穴あなに一二點いちにちてんの血も出てあるべし



喉の下の痕紫赤或は黒濁たる色にて左右の耳の後髪のはへ際まで横に長さ九寸一尺ほどある也そこで其屍のくより目を解をろして改べし其くよりた繩なごの大きとくよりしめたる痕の大きと合か合ぬかと云をを見るべし

脚が中におらりとさがりて有時は喉の下のくより目深く入てあるはづ也又脚が地に付てある時はくより目が浅くあるはづ也肥たる人なればくより目深く瘦たる人はくより目浅く細草索細緊麻繩なごを以て高さ所にて縊ておらりと下りたるは其痕深く若幅廣き絹木綿帶腰帶などにてしめたるは其痕浅くそれが低い所にてしめたるは其痕なを又浅く又低ひ所にて首くよりたるは身が地にべたと付て臥て死ぬる也それも側たちて居ると覆て居る

どの違ありをばたたるは其痕斜になつて喉下に横さまにあるべし覆に臥て居るのは其痕喉の下に眞直に有て耳の邊まであり  
 腦後の髪のはへ際まではとぐかぬ也

ゆるきしめにて脚が地へつくとも跪ひて膝が又地につくほどにしめれば死する也きつとしめた時も亦同じこと也ひとへ結の時  
 は脚が地に付ずにあるべし脚の大きさが地に付と死なぬもの也  
 單結十文字の結目なればこれは死人が自ら首をくよりて置その  
 索の端を我がてぐ高さ所へつなぎ付たるもの故其つなぎたる所  
 の上よこ木から塵がちらけて有べし又何をふみ次にして上り  
 ころしてつなぎたりと云くを見るべし若其索のつなぎ所高すぎ  
 るか又は大きくて手のまわらぬほどのことなれば極て別人が



あとでくよりたるもの也其くより上た索なわの伸びちゞみをも見定むべし其屍の首がつなぎたる所と尺餘よも伸てあれば自縊したる也もし首が直につなぎたる所にひつ付てあるならばこれは別人があとでこしらへたる也

纏繞ぐるぐる繋にして死たるは死人がはじめに索なわの類を以て首をくるくると二まきはと巻てそこで高ひものを踏次ふみつぎにして上りてその身を垂たれば首は上にくよりしまつて死ぬる也或は其繩の兩はとを結びつなひで梁うきはしか棟むねか又は樹きの枝なとへわなにいて引かけて高き所へ上り其わなの内へ首を入ぐるくと巻まきめて置おきて飛とびをりて死ぬる也それなれば其ぐるくと巻まきめたる痕が二路ふたみちにわかれて見ゆる也上の一筋ひとすぢの痕は耳の後から斜ななめに髪のはへ際に入

下の一筋は首にまよこにあるべしさて其改の時たゞ一筋の痕といふとも切きに信しんせずとくと委まく吟味すべしなせなれば上の一筋を除て見時自縊したとは云れぬやうに見ゆる也下の一筋を除て見る時死ぬるはずと思はる痕なし此まよこにある痕でこそ死たものなれば此二筋はそれを一つ除かれぬ也さて其二筋の重かさなりやうと分れやうとの所明白に改べし又其痕と其繩との寸法ひらせま廣狹なと委まく引合て見るべし

凡自縊したる人を改るに我が目きよたてして自縊して死たとは云べからず死なぬまへに索の類にて喉の上か下が痕のある所をくよりて死たと云てをくべしなせなれば其死人別の事で打殺されたを自縊したやうにこしらへ偽いつわる時に改そこなひになる故也若



生て居る内になま殺にして引起きことつり上て置いて自縊じごに偽るもあり又眠りて居るを繩ななごにてしめ殺それを引起きことつり上て自縊じごに似せて偽もありこれらは至て見分がしにくひもの也子細に吟味すべし自分に首を刎きたなごにもまたこしらへ偽を多し心得あるべし

人家の下男下女又は外より來た者など其家にて首くより死た時には其家の人かわけを知らずに臭穢くさけせちを見るをいやがりて其くよりたる索なわを解とて其屍を目にかよらぬ所へ移し置ことあり其時は一旦死人が自身にくよりたる痕は色紫赤にして血の集りたる痕がある也また死で後わきへ移した時くより目がにぢり動て初なくより目の外に又一つくより目が出來て有べし其くより目は紫

赤にもなく只白色にしてしめこんで有べし血の集りたる痕もなきもの也

首くよりて其屍日數久しく經たればもはや壞くれ爛たれて其首はくよりたるなりに上に有て屍は地へ落てあるべし其時は肉もつふれ骨か出でてあるもの也くよりたる索がしめこみ深くなるゆへなり兩腕りやくの骨頭つな腦なうの骨ほねなごも赤色に成てある也又齒はも赤みつき指ささきの骨ほねなごも赤色になりて有也

### 第三 落水投河死 二十六例

水へ落て死たる者は其屍肉色ふざけ白く口は開き眼は合腹あひは膨はれ脹指はの爪つめの内に沙泥すなごが入て有べし水の深さは大抵たい八尺以上あるべし



打殺して其後水の中へ棄すてたる屍は肉色黄ばみて白からず口も眼もともに合兩の手少しかゞみ腹は脹らず其身の内にどこぞ痕が有べし指の爪の内にも泥沙の入たるともなき也

寒氣せうきの節餘寒せうかんの時は屍日數を経て後に浮上うきあがる也春の末夏秋の温ぬる暖だんの時節はつひ浮上る也

若病人わがびにんが溺死なほれたるは水淺くとも死すべし水の深さ三四尺以上なれば死すべし若踏よみはづして水へ落死おちれたらば其踏よみた所にあとがあるべし

其屍草履草鞋ぞうりわらじなどはきて居るならば其内にも沙泥が入てあるべし手足かゞみ又は十指のかゞみの際にも沙泥が入てあるべし

井戸へ落死おちれたる者其死人が我と我が身を投たれば足が下になつ

て居るべし首が下になつて有なれば人に追おそこまれたか又は推おしこまれたか也浮上てあるなれば首が上になつたか足が上になつて有かを見るべし

水に入て死たる者は其屍眼多くは皸はつれ口耳の内白水の沫あわが出て頭かしらは仰あはむく腹は脹はらて打うひゞく兩足の底うらは皸あわみ白くなつて脹はらはせず兩の手脚てあしともに前の方へかゞむ也男はうつむけに成て流れ女は仰向あはむけに成て流るゝ也

屍を改るに河か潭たんか池かのはづにて廣き所なればどこからどう行たと云とは量はかりがたかるべし只屍の浮てある所をどこと云をを見定むべし若いまた浮上らずはかゞ上げ上て改べし小池か又はしみづなどにて身みを投なると有るべし水の深さぞればどこと云を



見定べしどこからどう行たと云とも量るべし池にても川にても誰人の地面にて何と云所と委く聞べし

屍を水の中より昇<sup>かきあげ</sup>扛改の間に手まどれば日にさらされ風に吹<sup>ふか</sup>れなごすれば遍<sup>みちち</sup>身の皮がぶつくと起て白き胞<sup>にきび</sup>のやうなるものが出る也改やうは先其衣服をはひで見るべし肉色が白くなつて脚はかゞみ髪<sup>もみ</sup>の髻<sup>むす</sup>はきつとしまつて髪のはへ際<sup>ぎわ</sup>手足の爪と肉との際<sup>あはひ</sup>などに沙泥<sup>すなごろ</sup>が入てあるべし且何ぞに打あたりたる痕も有べし人に打殺され水の内に推入てあるか又は井戸の内に有屍は水深ければ脹<sup>はれ</sup>る也水淺ければ少と脹る也其屍肉色黄ばみて白くはなく口眼開き兩手開きちらし髻<sup>もみ</sup>緩まり肚<sup>はら</sup>の皮は脹れず口鼻からも水の流れ出ることみなし指爪の間に沙泥もなし兩の手もかゞま

らず兩足の底<sup>そこ</sup>に皺<sup>しわ</sup>みもなく白くもなし却てうわはれて有也身の内にどこぞこれ<sup>これ</sup>で死たものと見ゆる痕が黒色になつて有べし其肥<sup>こへ</sup>て居るか瘦<sup>やせ</sup>て居るかもとくと見るべし

生て居る内に水に溺<sup>なほれ</sup>て死たる者は其屍頭仰<sup>あは</sup>むいて兩の手脚とも前の方へかゞめ口は合眼は開くもあり閉るもあり兩手握<sup>にぎ</sup>りつめ腹は脹て拍<sup>うた</sup>ひびく兩足の底皺<sup>しわ</sup>みて白くして脹ず髻<sup>むす</sup>はきつとしまつて口鼻の内から水沫<sup>あは</sup>が出て少しうすき血も出べし或は身もたへしてすりむきたる痕もあるべし

水に入て死たる屍は肉色ふざけて白く口は合兩手は握り眼は少し開き肚少と脹

又注に云水に落たる屍は手は開き眼も少し開き肚少脹身を投た



る屍は手は握り眼は合腹は甚脹

又云水に入たる人死ぬまひともがく故息につれて水が腹へ入故に兩手自然にかゞみ脚のかゞまりなさに沙泥が入り口鼻よりは水沫が流れ出腹の内に水が入て脹てある也

水をよぎそこなうて死者は面色赤く外に疵も痕も無也

水の内にひたりて久しくもがきて死たる者は面色赤く口鼻の内にも泥水の沫が有べし腹にも水が入て少く脹て有べし

病にて死で後人が水へ抛こんた屍は口鼻より水沫の流れ出ることもなく肚の内に水も入ねば脹もせずたゞ面色少く黄ばみて肌肉瘦てある也又病にくるゝみて我と我が身投して死るの水の深き淺きによらず死すべし外に痕はあるまじ

凡井戸に落たるもの身投をしたるか又は別人に推こまれたか或は誤て踏はづして落たるか何れにも皆頭面にまわりのふせ石などにて打あてたる疵痕があるべし毛髪の内指の爪の際などに沙泥が入てあるべし腹肚はれあがつてあるべしそれを覆臥にして見れば口の内から水が出るなり外に疑ひき疵もなければ自井戸へ入て死たる也人に推入られたる屍は少く違あり其屍は手か開き眼も少く開き懷中にも何ぞ入てあるべし又眼が合て兩の手は握り身にも腰にも何も佩たる物なきはみづから身を投たる也河の中にて死たる者自分に身投しても人に推入られたりとも其水が廣くて深き所なれば身もたへをしても物にうちあたりたる痕もなきもの也若其水狭くて淺き所なれば井に落たると同じこ



と也大抵水の深さが三四尺なれば塗殺すことかなるもの也若其死人の身の内に索などにて纏うた所が有か又は打損たる痕が少にてもあるか此類にも又こしらへ物が有もの也委改べし

凡溺死の者を改るに先其初見出たと云ものについて見付たぞどこで有たこゝへ流れて來たか其見付た時はもはや死で居たか但しまた生て居たか救ひたすけたか否を問べし何から何までものこそ所なく委細にたづね聞べし

溺死の屍水に浸て日數久しくなれば一身膨脹て其死たわけがくはしく吟味がならぬ也頭髮は脱落目も脹唇はそりかへり一身の皮上から下まで青黒色になつてむけかゝり年頃もいくつほど云ことも見分られず口鼻の内から水沫が出てあると腹の脹たる

とはかりが知る也外はさうも見分られぬ也

凡人家の下男下女又は妻女などまた水に落ちぬ以前に打たれなごして疵付きてそれから後に水に身投したるか井へ落て死かしたる時は分明に其疵を見定めて打たれて以後に水に落て死たすべし

井に落て死たる者生て居る内に人とけんくはなごしたるも無きに其面又は額などに双物疵ありて血も出たる躰に見ゆるとありとも極めて人に切れたとは定めがたし其井の底茶碗か皿の類のわられたるが落てあるもの也それにて切たともあるべし其死人が井の内へ落てまた息の絶へぬ内に切たらば其疵口に血も出てあるはづ一概に双物疵と定むべからず萬事心を付べきこと也



病人など倒れて泥渠の内にて死た時は其屍口眼開き兩手少くか  
 んみ衣服は泥たらけになり口鼻耳髪の内にも皆泥が入て有べし  
 それなれば衣服を脱がせて水にてあらひ酒を含て屍をはきそよ  
 くべし水の内にて浸されて肉色少く白く肚皮すこし脹手足の爪  
 の際に泥が入てあるべし

井に落て死たる者を改るには先其井の四面をよくし見るべし  
 何人の地面にて何と云ふ所と云ふを問べし其井深くて屍が底に  
 沈てあれば委く量られず但井の深さ何丈ほどあるかを約て其屍  
 を掘出して改べし屍が井の中にて脹る時は浮て出る也其浮上り  
 たるほどは水より一尺餘浮て有べし水が浅ければ浮上らぬ也其  
 浮上りたる屍の頭が上へ出て有るか又脚が上へ出て有かを見る

べし若又浮出てなくば丈竿を入て屍がどれほど沈てあるぞ上に  
 なつた方は頭か脚かといふこともくわしく改べし

凡井に落て死たる屍を改るに先其初見付て云て出た者に尋ぬべ  
 しさうして井の中に人が有とは知たぞ初て見付た時もはや死で  
 居たかまた死なずに居たらばなせ救たすけなうたいまた浮出ぬ  
 まへならば如何して井の中に人が有と知た又其人はいつから見  
 へなうた今此井の内にあるとは何から知たなごしこと細に問べ  
 し凡井の内人が死で居れば井の水の面に沫が浮あがるもの也

#### 第四 相毆後落水死 一例

鬪争して打相なごして後左右方引わかれ水の流なごへ立寄て面  
 上に疵なご有れば血をも洗ひなごすること有その時初のたぐき



相に氣のほりがとれたか又は酒につよく酔なごして眩暈たくらみがをこり  
 なごして水に落ちて死すること有然れども其屍が水へ落ちた時また  
 死なぬ内のことなれば打殺して水に入たとは違ふて溺死なまれのすが  
 たがあるはづ腹も脹て手足爪つめに沙泥すなも入て兩手前の方へかゞみ  
 あるなれば是水に溺て死たる也初の打相の時の疵ありとも要害きさ  
 處ところをはづれてさまでの痕にてもなれば分明に水に落死たに見  
 定むべし若又初の打相の時の疵が要害處きさところにかゝつて重き痕傷きずな  
 れば左右方へ引わかれて後水に落すとも死るはづなれば是は初  
 の疵で死たものと見定むべし又けんくわ打相なごして引わかれ  
 て後高き所へ上り休息やすみなごするとすべり倒れて落て死たるも  
 此類なり其踏ふみはづして落ちた時に疵を得て死たのか又は初の打相

の時の疵が重くて死たのかよくし本を正し吟味すべしその初  
 の打相の時のありさまを見届た者なご呼出と委細に聞合せ吟味  
 すべきと也

第五 棒毆死 二十二例

棒を以てたゞき殺されたる屍は眼開き手は開き散と髻緩み肚は  
 脹れず總身に少の痕ありともそれはまづ除て別に大な疵が有べ  
 し其痕長さ何寸闊さ何寸と云をを見定べし其疵の痕が要害處に  
 かゝつて有れば此疵で死たと定むべし  
 何にても他物を以てたゞき殺た痕は或は青く或は赤く或は紫或  
 は黒腫くろくはれてすし黒と痕の形は或は斜に或は横に或は直にあるべし  
 その大さ小さ何寸何分と量り見るべし痕幾處あるぞと改むべし



數個處の疵の大小さを改て其内に一個處要害處しよきしよに係りし疵有れば此疵で死たと見定べし

打殺された屍は口と眼と開きひら鬢亂れ衣服もしわになつて引裂た

處もあるべし兩手はあけず或は尿おしりが出て衣服の内が汚けがれて有べし

手足をたゞし折傷いたても死ぬるも有也其痕はぐるりとまわつて血

が集りて色が變かわりてある也是たゞし殺したる疵痕なり

櫛けの木の皮を罨おて疵痕をこしらへるも有其痕は爛たれ損そじ黒色に

まわりの色青くあつて一かたまりに見へてうは腫たることはな

し指を以てをして見ればやわらか也何ぞて打れた痕は硬かたくなつ

てある也

死後に櫛けの皮を以て痕をこしらへたるは只黒色なるばかりにて

まわりに青き色なり按おて見れば硬くもなきもの也是は人が死て

後血脉がめぐらぬ故也棒を以て打てども其痕の肉色は黒くも赤

くもならずもとの通の肉色也前の説にまわり青くなると云と此説と合

打傷やぶりたる所は皮と肉との間のあま皮が離れてすき間が出来て

あるもの也そこを手にてをして見ればふわふわしてひゞく也其

所を熱あつき醋すを以て罨おてしほらくしてのけて見れば其痕がきつと

現れて見ゆる也

打著てしたる痕頭あたま面額角ひたひか兩大陽の穴けつ腦後のう兩脇わき肋後わき是らの所打破り

骨損ほねじたれば要害處きやうしよの疵也死るはず也

手脚てあしを打折うちたらは其人がまた生て居る内にては其疵の分寸を改

めをくべし養生やうせいかなわす死た時に其疵で死たもの也



只死た屍を打殺された屍にして偽るために疵痕をこしらへると有それは青竹の筥へらを火に焼て烙やきがねのこしらにしてすり付て疵痕をこしらへるなれども其痕は色焦黒くしてひかりが有て腫れはなくて只の肉の通とほに平なり實に打れた痕なれば紫色にして硬きはづ也

數人聚衆あつまひて一人を打たのは誰が打た疵て死たと云とが定めがたし譬たとへは其屍二個處大痕か有時に一人が二所を打たのなれば言ふんなし若もし二人して打たならば其二ヶ所の痕の内にも少しは重ひ輕かろひが有べし其痕の重き方を打た者を殺手と定べし打たきよたる疵のやうすを云に皮は破やぶれて血は出ぬと云はあし大凡皮の破れて血の出ぬと云ことはなきもの也皮少し損そんじて血

は出ぬと云べし

棒などにてめつた打にうつた疵は多くは要害處きょうしよでもなひ所にあたる也それなれば打たれた人が一時二時過て死るも有又は一兩日又は三五日より七八日十日ばかりも過て死るもあり又他物ほかのものの堅かたきものにて打たれて即時すまじに死るもあ改りの時痕跡きずあとの重おもひ輕かろひを見定むべし又飛とびかよつて髪かみか襟えりかをひつ掴つかんで握にぎり拳こぶしにて打か脚あしにて蹴けるかすれば多くは要害處きょうしよにあたつて只一拳一脚ひとこぶしひとあしにて死るもあり其痕は手足の形かたちに付てあるべし殺した者が何をはいて居たぞ其はき物と痕とをも見合すべし

原本他物を以打殺すと云とあり今此譯しやくにも其まゝ他物と書凡唐土かくをまじの名目は刃物やいばものにて殺か手にて打か足にて蹴るかの外を皆他物



と云也他物とは或棒又は杖鞭石の類金物の類又は木の枝又何にても手ごろなる諸道具の類を以打を皆他物といふと則原本に云である也

いまた吟味のすまぬ内に死ぬる者は其疵で死たか又は其疵口から風が入て破傷風の症になつて死たかよく吟味すべし

他物又は手足にて毆傷たる痕が頭面か脗か兩の乳か兩の脇肋の傍か臍腹の間か前陰か肛門かに有れば死する也

他物か又は額の骨か握り拳か足の跟かにてつひたり打たりした痕は其色至て重きは紫黒くして少と腫てある也次に重きは紫赤くて少と腫てある也其次は紫赤色にして腫はなと其次青赤色至て軽きは其色少と青し

凡他物にて打著したる痕は斜に長し或は横に長し若拳にて打著すれば方圓にあるべし若し脚にて踢たれば拳の痕よりも少と大ききに見ゆべしこれらは其たよきたる物を其痕へさしあてし見ればその痕の分寸がとくと分る也然れども其たよかれた者が二日はかりも過て死た時は其痕が初見たよりは稍大きく見ゆべし血のあつまりたる毒氣が積りて裏に入る故也たよかれて即時に死する者は其痕の分寸も深く毒氣紫黒色にして即時に裏に入也人の身を何ぞ堅き物に打あてしも打破れはせず其痕が方てか圓くか付てある也若皮が傷ても血の出るはとふかくはなき也其痕は紫赤色にほつとなつてある也

凡他物にて毆傷たる疵が頭脳にあらば皮は破れずとも骨肉が損



じて有べし若外の所に疵が有ならば其時に心を付て改べし屍の左の方に痕があるならば殺手が右の方にあるべし是順なる故也若又右の方にあるならば後によつてあるべし若右の前の方にあるならば別に打手があるべし若後にあらば又別人がたまし打にしたる也

凡他物か又は拳脚なぞにて殴れた痕あらば長い短い方か圓か細く改べし若屍に少れても皮の損たる所あるなれば水を以て其所を洒ぎ濕し先葱白を搗爛しぬつて後に醋糟を以て其上を罨て一時ばかりしてのけて見れば其痕の大小方圓あきらかに知れて見ゆる也

第六 双傷死 十二例

屍の疵大小分寸されはと有うとも肉と皮と齊しくそろうてすつはりと截てあるなれば是双物疵也

凡双物で切たかそうでなひかを改るには疵口の皮と肉とに血が付て肉と皮との間の膜にとはつて切口の肉闊がりて肉の理が皮とはづればはけて出である也それを捻て見れば色よき血が出る也死で後に双物を以て截たる疵は切口が乾て其色白く血も出たなと捻て見ればたゞの清た水が出る也、初にも云て有通手負の者俄に破傷風にて死ること有、たんびら物又は斧をさにて切たる疵は上はひろく内は必せまじ、刀にて截た疵は浅きは狭く深きは闊し、鎗にてつきたる疵は浅きは疵口狭く深く柄まで透れば其口圓いやうになつある也、其屍口眼多は開き髻緩み或は亂れ



両手少し握り疵口の皮肉捲線まつて高くをこつてある也又つき通したらば腸が出てあるべし

人が刃物を以て切らんとする時必争ひ闘ふて手を用てその刃をふせひたとも有べし其時は手に疵があるべしもし又一刀にて要害處を切付たらば直に死るはづ其時は手にも疵はなかるべし又刃物を以て腦の上腦の角後の髪のはへ際などを切たれば髪も切れてあるべし又頭に穴があるなれば尖たる物にて刺たる也骨が損たか損せぬかを手にて按て見るべし、或は竹の刺とがらか又竹の杖などにて要害處をつくと有其疵口は多はぐらくして齊しくすつはりとはならぬ也、刃物にて切られたる者は其切られた時に着て居た衣服に切られた跡が血が付てある也其衣服を

以て其切られた疵に引合せて見るべし、刀にて刺傷りて腸肚出る者に疵は一ヶ所にて腸に二三ヶ所疵付てあること有それは腸は人の腹の中にてぐるぐると數扁まわりかさなり盤て左右の脇の下にある故に一刀のさきにて刺こんでも腸には二三ヶ所疵の付はづのこと也

生て居る人を刃物を以て切たのは其痕皮肉がらゞまりて血が集りある也又手足を切はなしたの筋と肉とがまとひ付て皮はらゞまり骨はあらわれて有べし

死んで居た後に刃物を以て切たのは筋も肉もまとひ付もせず血の集りもなく皮も縮まらず切た痕の色が白くして血も流れず縦ひ血が付て有ふとも其所を水にて洗ひ手を以て推て見れば只の



清た水が出る也生て居た時切たのなれば推て見れば色のよき血が出る也

生て居る時首を刎落したのほくびすぢが縮まりこむで短くなる也死て後に首を刎はなしたのほくびすぢが縮まらず長ふして其まゝのろりと伸して居る也

凡切殺されたる屍を改るには先其切た道具刀脇指か又は外の刃物類にて切たかを改べとて又其痕が生て居る時切たか又は死て後に切たかと云ことも考へはかるべし生て居る時は切た疵は其あと肉とほみ肉の理がへたゝに成てある也死て後に切たのは肉痕すつはりとそろうて有也又原本に云此の説は初て云てある肉と皮と齊しくそろうてすつはりと截てあるなれば是刃物疵

也と云た説と違たれども初の説がよいと云て有也

生て居る内に切たのは疵口より血が流れ出て切口の肉も色が紅也切られた疵が肉と腸との際の際の膜に透れば即時に死る也死て後に切たなれば切口の色が白く乾いて血の色見ゆることなると是は人が死て後は血脉が通はぬゆへ肉の色が白き也

人に刺し殺されたる屍は口も眼もひらき髪も亂れ髻もゆるみ兩手は少しにきつて居るなり

手足を切はなされ所々へ散けて有ならばまづそれを取あつめ次合て見るべし其肉色が紅になく切口に血も出てなくは死たあとで人が切はなしたる者なり

首と胴と切はなしたる屍を改るには先其家の者どもを集め屍を



吟味して其屍の有所の四方もよく見てをきて首は胴せうの右の方へ落てあるか左の方へ落て有か何尺はさ胴と首との間離はなれてあるをと見量るべし又手足なき切はなしたるも右か左かさちらの方に何尺ほどの間はなれてあると云ことを委くはかり見定て後に首も手足も取あつめそれとの所に合せ見るべし切口と切口が違なく合なれば是双物を以て斫落したと定むべし其内に首の切口項の下の皮肉が捲まてなかつたかく成て兩の肩の上に陷くなる肩井と云所が皺破れてあれば是は生て居る内に首を斫落したる也若項の下の切口の皮肉も捲かす凸なにもならず肩井も破れず有なれば是は死で後斫落たもの也

第七 拳手足踢死 三例

握り拳こぶしにて打殺たか足にて踢殺した屍は其痕黒紫色にしてすぐろく其痕の大ひか小ひか何寸程あるぞ幾所あると委く改べし其内に一所要害所にあつた痕が有はづ是で死んだものと見定べし、其屍は口も眼も開き兩手は開き散り鬚は亂れ衣服もやぶれてあるべし、足で踢たる痕は圓さもあり方かなも有べし或ははさきものか雪踏か下駄げたなごなれば其あたりたる痕が少くすりむけてあるべし其まわりには血の色がかわつて有べし、面上項の上臂うでの前兩乳脇肋臍前陰肛門これらの所あたりたる時は死するなり、踢られたか打着うちよちやくられたかの痕は項の下或はさこにても左の邊へんに多し是は右の手足にて打たり踢たりする故也又痕の有所か脇肋の上下陰囊小腹せうぶくなご其外にも要害所きやうがいしよならば其痕が方まな



圓ひか大ひか小ひか分寸とればと委く改べし  
若し咬付て齒にて嚙傷り齒の中に毒が有て疵口に付時は多は死  
る也生る者は少く其疵深くて骨が損ずれば膿汁が出て皮肉が爛  
れ養生かなわす死する也其痕は齒の跡が付て有て皮肉そろはぬ  
也

果の實の毒又は金石の毒にあつて死たる屍も拳にて打たる如  
き跡が出来て見ゆるもの也

第八 自割死 第二十例

自喉の下を割て死るものは只一度刺て直に死たるは其痕の深さ  
一寸七分にして食道氣道共斷る故也若一日も過て後死る者は其  
痕の深さ一寸五分食道斷て氣道少く破るゝ故也もし又三五日過

て死する者は其痕のふかさ一寸三分食道ばかり斷る故也是は洗  
冤録の説也と原本に出即原本に此説を辨じて曰醫書に喉は前に  
在て氣を通じ咽は後に在て物を吞とあれば洗冤録の説は傳寫の  
時食の字と氣の字とを取ちがへたる誤であるべしとあれども今  
も自割したる者喉の下の疵口から飯粒が出たれども一兩日過て  
死たものあれば現在に洗冤録の説に合也  
屍口も眼も合兩手にきりしめ肉は黄ばみ髪はあつまる項の上に  
疵一ヶ所あり其疵の長さ深さを見て食道氣道ともれたへてあれ  
ば是生て居る内に刃物を以て自割したる也  
自喉の下を割て死る者は口眼共に合兩手握り臂はまがりて縮る  
其屍が刃物をきつと把てりきみたるやうすに見ゆるなり



若小刀を以て自割したらば其疵長さ一寸五分二寸ばかりなるべし

若庖丁を以て自割したらば其疵長さ三四寸ばかりなるべし

羹器皿鉢の類を打わつてそれで割た時は其疵は大きくなきもの也

喉の下を割たる時其疵の深さが氣道まで入たれば即時に死る也

死人の左右の手に割たる時の刀のあまりて疵があるもの也兩方同かるまじ

自身に切たりつひたりしたる疵は大きくはなきもの也

自身に喉下心前腹上兩脇肋其外に要害處を割たる時其疵膜にとをれば死す膜とは皮肉の内のあまかわを云也

割傷たる疵が小さくて其上要害處をはづれたれば死はせぬもの也  
改の時其屍が肥たか瘦たかを見るべし衣服が破れてあるかなきかをも見るべし

自喉の下を割に右の手を用たれば左の耳の後より割はじめて喉を過ると一二寸ばかり左の手を用たれば右の耳の後よりはじめる也

疵が領の下喉骨の上にあれば死し難し喉の骨は堅きものゆへ切れにくし喉骨下に疵があれば死し易し喉骨の下は虚なところゆへ切れやすき故也

人に割殺されたる者は其屍口眼開き髻緩み兩手少くはきる切口もやゝ大也腸胃も出てあるべし



刃物を用ひず竹鎗竹擔を以て要害處をつきたるは其疵口がそろ  
わぬなり

自割したる疵は切出しの所は重くして切をさめの所は軽く譬へ  
は左の手に刃物を以て割時は喉の右の方より刀を入れること深く  
左の方にて割をさめの所は刀の入ること浅其中はとも初よりは  
浅しこれは初割こんでから次第に痛がおほへよわる故也右の手  
を以て割た時は左の方より割はじめて深く割をさめは浅し手は  
にぎりしめて居るなり

自割したる屍は面は愁しく眉も皺んで居る也髻も亂てある

若自刃物を以て手か又は指などを切たるは其切口がらやんとそ  
ろうて有べし其痕は薬を付てまひてあるべし其疵にて養生かな

わす死た時は其痕の皮肉が巻て縮つてうちの方へむひて有べし  
若死で後に切てこしらへた痕は皮肉が巻も縮みもせぬ也

自割した者を改るに先初云て出た者に死人はよこの生れの者と  
云を問何時に自割した誰ぞが知らしたかと尋べし其死人の年  
ころをも問人の家來ならば奉公人請状をも吟味してさて其親し  
き者ごもに死人は平日左の手がきひたか右の手がきひたかと委  
く聞たべし心を付改べし

第九 毒藥死 十八例

毒藥にあたりて死たる者の屍は口眼共に開き面黒紫或は青し口  
眼耳鼻の内に血が出てあるべし唇は破れ舌は爛れ口の肉黒紫色  
にして手の指の爪青し時に銀釵を喉の中へさし入てをさ少時と



て取出し見れば其銀黑色になつて出る時は極て是生て居る内に毒にあたりて死たる也

虫の毒にあたりて死た屍は總身上から下まで面も胸も青黒き色になつて或は腹は脹又口の内から血を吐糞門の内より血を瀉す果の毒金石の毒にあたりて死たる屍は身の内に一二ヶ處も青く腫たる所あつて握り拳にて打た痕に似てあるべし或は又大きく一所に青黒色に成てもあり爪の甲も黒く又身内の肉のあつまる所に少づ血があるべし或は腹脹て血を瀉す也

草の毒にあたり死たる屍も虫の毒にあたりたるに似たるもの也唇は裂て齒齦青黒色也又草の毒にあたりて一晝夜過て耳目口鼻大小便の二道より血汁流出る也

毒石にあてられて死たる屍は四時共に一日過れば總身に瘡を生じ青黒色也皮肉も亦青黒色に成て眼睛とび出て舌の上にもぶつとものが出て裂て出唇も裂やぶれ兩耳脹て大に腹肚も脹れ糞門も脹れ裂指の爪青黒色也若飽て此毒にあたれば上半身が色かわり右の通になり飢て此毒にあたれば下半身が色かわり右の状になる也男子は外腎も脹て大に成て居る也

毒を服して死たる屍を改る時は銀釵を皂角水にて洗ひ措を屍の口の内にさし入て紙を以とくとおひ良久くして取出し見れば青黒色に成て出る也それを又皂角水を以て洗へどもその色去らざれば是毒にあたりて死たる也若其銀釵色かわらず白くあるなれば毒にあたりて死たるにはあらず



又改の時米の飯を一かたまり死人の口中喉の内に入れて紙を以て蓋こと一兩時して其飯を取出し雞にあたへて見ればその雞又死す是毒にあたりて死たる也

毒を服してまた其毒氣がめぐらず常の元氣で居る内に何ぞ食物を喫て其毒を壓下して毒氣が腸胃の内に入て後に死た者は銀釵を口中より入ても知れぬ也其時は肛門の穴のうちへ入て見れば知れるなり

生て居る内毒にあたりたる屍は總身青黒色になる也日を経ては亦黒色になる也若久しく日を経ては皮肉腐り壞れ骨があらはるゝ也其の骨の色は淺く青黒色に見ゆる也

死後に口をわりて毒藥を灌ぎ入て偽て毒にあたりたるところら

へたるは皮肉の色只黄白色也

酒の毒にあたりたる者は腹脹れ或は血を吐又は血を瀉す也

甚く毒にあたりたる者は總身黒く腫面青黒色唇もそりかへりぶ

つと腫舌縮り或は裂け爛腫少く出又唇爛れ裂たるもあり指の

さき黒色になり喉腹脹て黒色にぶつとふき出もの出て或は身

青またらになつて眼睛とび出口鼻眼の内に紫黒色の血出髪の毛ぬ

けかゝりいまた死ぬ内に悪物を吐出し或は黒血を瀉下し糞門腫

てとび出或は大腸がつき出る也

毒藥を服して即時にあたるもあり又藥力のよわきは半日餘も間があつてあたるも有或は一兩日過てあたるも有又吐してやまぬもの有其時は衣服などに吐かけてあるものを見るべし藥物が交



りてあるべし吐き出した器物の中にも藥物はなきか改見るべし  
 空腹に毒を服すれば腹青腫て口も唇も爪も青くならぬものなり  
 飽満して毒を服すれば唇と爪と青くなつて腹は青くならぬなり  
 虚弱なる老人病人など毒を服して即時に死たるに腹も唇も爪も  
 青くもならず只の皮肉の色にて居ることありそれは下ぢに病で  
 有て死もしそうになつて居た所を毒藥の力で急に引出し死たか  
 また外に死そうなことが有たと知るべし  
 毒藥と菌の毒にあたりて死たる屍は皮肉多は裂舌と糞門と皆と  
 び出て手脚の爪も總身にも青黒色になつた所あつて口鼻の内よ  
 り多く血を出す也

酒にさし合物を食て毒にあたりたる者或は吐瀉多ければ瘦弱り  
 て皮膚の色少し黒し然れども裂破る所もなし口の内にも血も出  
 るとなし糞門も出ざるべし  
 凡毒にあたりて死たる屍を改るにことにより毒氣が内につま  
 れて外へあらわれぬ事もあり其時は初にも云てある通銀釵を其  
 屍の口へさし入て置てさて醋糟を熱くして下半身を覆てそろ  
 く上の方へあたゝまりを透せば毒氣がむし上らして右の銀釵  
 に黒き色があらわるゝ也これ右の醋糟を以て上より下へ蒸下  
 せば毒氣が下に向てまた銀釵に黒色があらわれぬなり其時は銀  
 釵を糞門に入て見れば知れる也

第十 火燒死 九例



火に焼て死たる者は皮焦れて肉は爛れ手脚縮みかゞみ口鼻耳の内に皆灰燼が入である也これは其人また死なぬまへに火に逼りてさまとくと遁まわり口を開きもたへ死すによつて息につれて口の内に灰が入たる也若又死で後火に入置たらば口鼻耳の内に灰は入てはなきもの也

屍灰火の中に在時は先其まわりの灰燼などを掃除させてそこで屍をそつとわきへ移て見るべし地に付て居た方にもやけ灰が有て焼損じたる所もあるべしそれなれば焼死たるもの也若さもなくは焼死にて有まじさて改るには近隣のもの親戚の者どもを集委くやうすを尋聞べしもし火に入らぬ前に人と鬨ともはせなんたかと聞合すべし

人が勒殺してあとで火の内へ抛こんで焼た時は其屍髪は焦て黄ばみ頭面より總身皆焼け焦れ其色黒し皮も肉も搗はり皺む其上に喉の邊に索などの勒こんた跡が有べしそれなれば死後になげこんたもの也實に焼死たものは皮が所々ふくれ起てじくくと汁がある也

人の家の焼る時にあわてし焼死た屍は焼落た瓦などの下に在はづ也もし又何ぞ讎ある人があつて火を見かけて無理に推し入て焼死させたる時は瓦などの上に屍が有也其時には屍の向た方足などの踏やう心を付考見るべし

老病の人など寢て居る内に失火して焼死たる屍は肉色焦れて黄ばむ也、或は兩手をかゝめて胸の上にあり兩膝も曲り口眼開き



或は齒を咬しめ又は唇をも咬しめ脂膏が出て黄色になつて有なり皮肉に焼損じたる跡ばかりにて外に別條の子細なくば是れ燒死也

刃物を以て切殺して置いて後に火をかけて燒死んたやうにして偽る時は其屍皮肉はやけて白骨にして置ことも有べしそれならば其骨を拾ひわきへ移して其跡のやけ灰などもよくはらひ其屍の在た跡へ米醋をそよぎ見れば殺した時に流れ出た血が下の土にしみこんで有のが紅色に見へてくる也若殺て後わきの方へ屍を移て火をかけて燒たればそれでは知れぬ也其時は生て居る時に常に寢た所はそこ有たと委く問て吟味すべし  
眉毛なども燒てはいま縮てある也指の爪は焦て黄色になる

也

死後に火に入て燒たる屍は口の内に灰は入らぬ也兩の肘がやけねば手もかゞまぬ也脚も亦膝がやけねばかゞまぬ也  
凡燒死の屍を改るにはまづ初云て出たものに火はさちの方から出來たさうして燒死た其時に救ひたすけたか人と口論ともはせなんたかと委く問て後に改べし若總身皮肉も焦黒く成ば年ころも知れず外の疵も有無が見へずは口鼻の内にやけ灰が有か無かを改べしそれも甚燒ぬけた時は知れぬ也

第十一 湯潑死 二例

凡熱湯にかゝつて死た屍は皮肉皆さけて皮はむけかゝりて白色なり肉に付てある皮も亦白し肉の見へてある所は多くは爛てあ



る也

若又に入湯の内にあれば多くはころけ臥て手足頭面胸の上に疵があるべし其痕打毆れた痕に似てあるべし或は頭はつき脚はふんぼり手は推し開て居る也又多くは兩脚のひつかぐみと腿と臀とに打損じたる所あるべしそれが小さき出ものゝやうにふき出がぶつととして有べし

第十二 病患死 十六例

凡病死の者は形瘦弱りて肉色しほみ黄ばみ口も眼も合兩手少く握り又腹も肚も陷て兩眼は黄ばみ髪かみの髻もとも解ほどてある也  
病人飢凍て途中にて食を乞ひなごして路中みちなかで死たる者は其屍やせよはりて肉色はしほみ黄ばみ口眼ともに合兩手少く握る髻は

緩みなし口はくひしぼりて齒焦れて黄色にして唇は齒につかず又一本には肉色黄ばみ白しとある也

卒中風にて死する者は其屍多は肥肉色は少く黄ばみ口眼ともに合髻はかたく口の内に涎沫よだれが出てある也

暗風にあたつて死者は其屍必肥肉多く光り白色にして口眼共に閉て髻は緩まず口の内に涎唾よだれながれ溢る、暗風とは本書註に氣色なき風也となり按るに今も深山にて瘴氣せうきに感じて青く腫て死るあり又深山にかまいたちと云風あり二三間又は四五間の内所を限て吹也人これにあへば病付もあり死るもありこの類なるべし

邪崇じやすいにてたちまちに死る者は其屍肥たるもあり瘦たるもあり有兩手



握り手足の爪甲多は青し、邪祟とは註に神の禍鬼の厲とあり今も田舎には山のかみのたよりなきよ云傳ること有魑魅魍魎のなすわざ也

或は暗風にあたるか又は何ぞに驚くかにて引付て死者は口眼多くは喎斜手足必ひつちぐめ臂も腿も小く縮めて口には涎沫を流して死で居る也、暗風にあたつて死者と邪祟にて死た者と驚て死た者と同じやうに見ゆる也委く見改べし傷寒にて死たる者は總身紫赤色にて口と眼と開て紫色の汁が流れ出て唇も少しさけて手は握らぬ也、  
はやり病にて死者は眼は閉て口は開き總身黄ばみうす皮が腫であるやうに見ゆる也手も足も伸して居るべし

卒中にて死者は眼開て睛は白く齒くひしほり又は口眼喎斜口の兩旁鼻の内涎沫が流れ出て手脚はかゝむ總身は黄ばみ瘦て居るべし

暑氣にあたつて死た者は眼は合て舌は出ず糞門も出ず面は黄白色也多は五六月にあり是炎熱にあたる也

病死の者は面色しほみ黄ばみて總身の肉瘦こけて居るべし若又卒死した者を數日過後打殺されたと云立る時には其痕が有か改べし

病死の屍春の末より夏又は秋の初温煖の時節には二三日も過れば肚の上兩脇より臍の下わき骨の合めにかけて少し青き色に成なり是は屍が日を経て腹の内の穢汚がそろく外へ出るとて皮



膚へすひて見ゆる也然れども其屍が生て居る内に人に打れどもはせぬか委く吟味すべし

卒死したる屍は肌肉陷らず口鼻の内に涎沫が有て面色紫赤也是は其人また死ぬ内に痰などがせり上て上部をふさぐ故に氣が通はずこみ上て面色は紫赤になり口鼻の内にもこみ上て涎沫がある也

凡屍肥て壯に見ゆるに身に疵も無く黄ばみもなき者を病死とは定めがたし又身に痕もなく瘦て黄ばみたりとも是亦病死とも定めがたし委く吟味をせざれば改そこなひがある者也

凡病死の者を檢するにはまづ其死人はどの者ぞ何時に此へ來て何時から病付た知た者は有か何日ほどで死た醫者にも見せた

かと問べし薬を用ひたらば其醫者もよび出て尋べし

第十三 凍死 三例

こゝへ死た者は屍が首縮まり足かゞみ兩手胸を抱き總身こゝへて鳥はたに成て肉色黄ばみすくみて居る也

凍死の屍は眼は合て舌も糞門も出ず別に疵もなく面色黄ばみ白く齒かたく咬ひしめ身は直になつて居る也多く十一月十二月正月にあり其屍衣服も單ものか又は薄し

凍死の屍は面色は黄ばみ口の内に涎沫が有て齒はかたくくひしめ身は直に兩手はきびしく胸を抱く其屍を改るにはまづ酒醋をあたくめて洗べし少しあたくまれば腮の下紅色に成て口の内より涎沫が出る也其涎はねまりがなき也



第十四 餓死 一例

餓死た者は臍も腹も背に付總身の色黄ばみて肉に瘦てある也又は總身黒く瘦て硬形はまつ直になつて眼は閉唇は開き牙はきびしく咬しめ手脚は伸ぶ

第十五 杖瘡死 二例

杖にて毆かれて其痕が瘡に成て死する者は其瘡は兩のしりこぶたの上にある也斜に長くは闊く成てある也深くほれ入りて骨まで瘡になつてある所へ風が入れば死る也

杖瘡死の屍を改るには其杖にて打れたるが近日のことなれば其痕のまわりは毒氣があつまりて青赤色に成て皮が高く起てかたく成てある也又日數久しく過たれば痕のまわりに膿をもつて

皮肉は潰爛てあるべし又男は陰囊女は陰門并に兩の脇ほね腰小腹などの所に血が集てあるべし

第十六 驚讒死 一例

物に驚かされたぶらかされて死た者は其屍目はみはり口は開き兩手はさし舒をそれをのよきたる形に見へて死で居る也

第十七 癱死又跌死 三例

ころびつまづきて死た者は身の内にどこぞ皮が傷れ骨が損じてあるべし是は岸の上から落たか坑へころび落て疵を得る者也  
高さ所より落た時ふみはづしたる所の土に足跡が有かを見るべし  
其高さはどれほどあるぞと見るべし

樹木の枝の高き所より落たか或は屋の上より落て死たものを改



る時は先其初に上りたる所はそこを上りたるかを見るべし其踏はづした所に足の跡があるか高さの丈尺何ほど有かを見べし其屍にうちあてたりすりむびたりした痕が要害所にあるべし若し皮は損せずともつよくあたりたる時は内か損することあり其時は口眼耳鼻の内に血が出るもの也

第十八 壓死 二例

墻など倒れかゝるか又は屋などつぶれ墮たるかに壓つけられて死たる屍は舌は出て晴は凸に耳鼻口の内皆血が出てある也  
重き物が要害所に落れば屍が兩眼とび出舌も出兩手少し握る、つよく壓がかゝればまた息のたへぬうちに血が死で流行せず故に總身が紫黒色になり或は鼻から血が出又は清水出疵より血流

皮の破し所はまわり赤く腫或は骨も筋も損ず樹木に壓れたも亦是に同也若石などを壓れたれば屍に大きな疵が有べし其時は痕の分寸も改べし、若又あまり大きくもなき重き物が壓かゝりても要害所にあたらねば死ぬもの也、若又右に云通の状もなく只壓れて死で居る毒がいなどして殺して後に壓をかけたる也其時銀釵を入れて吟味すべし、凡石などの小きものが落かゝつて死た者は極て其痕要害所にあるべし、總て硬き物に壓れて死た屍の痕を其壓たものと見合て大小闊狭をどくと考べし

第十九 馬踏死 二例

牛馬に踏殺された屍は肉色少し黄ばみ兩手舒ひひけ鬚はしまり身の内に踏れた痕が黒色に成てある也口鼻耳の内より血が出要



害所ちよにあたれば即死そくしす若踏破ふみやぶり骨損こつそんじたれば腸はらわたも出るなり若又牛馬うまに蹴けたをされ踏ふれても要害所やうがいしよをはづれたる痕あとなれば死せず其痕あとは皮破れたる所は色赤あかし又は黒色くろに成也

牛の角つとにかけられたる痕あとは皮破れ赤く腫れる也多くは胸むねの邊へん或は小腹脇骨せうぶくわきほねの邊へんにも有べし又は外ほかにも有べし

第二十 車碾死しやてんし 一例

車の輪わに拶おされて死する者は其屍肉色少すくし黄わうばみ口眼共くわんぐに開き兩手少すくし握にぎり髻むすはしまつてあるべし其あたる所は多くは胸むねの上うへ兩の脇骨わきほねにあり其外ほかも要害所やうがいしよなれば死す要害所やうがいしよをはづれては死はせぬもの也

第二十一 針灸即死しんきうそくし 一例

針はりにても灸きうにても誤あやまちて禁穴きんけつにあたれば即時そくじに死することあり醫者いしやが殺すべしと思はずとも時に臨のぞんで手あやまちする事もあり醫者いしやの罪とも定めがたし

第二十二 雷震死らいしんし 一例

雷かみなりにうたれて死た者は其肉色黄色わうじきに焦こがれて總身そうみは軟やわらかに黒色くろに成て兩手開き口開き眼の皮は破耳やぶれの後髪のちかみのはへ際焦黄きばこげばみ髻むすひらき散ちけ焼付やひたる痕あとは皮肉かわにくがこわばり縮ちぢまり衣服いふくも天火てんかに焼かれてやぶれてある也或は火のけなきも有其うち損そんじたる痕あとが多くは腦なごの前まへの方かたか又は後の方のちかたにあり多は腦がわれ開てある也髪かみも炤せん火かの焼付た如くにて總身そうみに手の掌ひらはど皮が浮うて紫赤色むらさきあかになつてある也然れども肉は損そんせず又胛背膊せせてなどに或は篆字てんじの如き痕あとが



付てあることも有也

第二十三 獸咬死 二例

此方には虎は無ものなれども熊狼の類の猛獸に害せられた時の考にも成べきなれば此に譯す

虎の人を咬は多く頭面項上を咬身内に爪を打こんた痕が穴になつてあるべし或は骨も出であるべし胸の邊臂腿の邊に疵があるべし其所の地には虎が踏た足跡も有べしさて其屍黒色黄ばみて口眼多くは開き兩手握り髻は散亂れ糞も出てある也痕口は齒がたがあるべし血を舐たる痕も有べし、一云月の初には頭頂を咬月の中比には腹背を咬月の末には兩脚を咬猫などを咬も亦同じ

第二十四 酒食醉飽死 二例

食を喫飽酒を飲過て死た者を改るには先其席に同席した者共を呼集て置いて體を洗はすべし其時身の内に痕もなければ酒食等を過し死たる也屍は胸の上まで脹みちて肚の皮膨ふくれて手にて拍は響也、猶又其死人の家屬共を呼出し此者平生大酒したか大食したか委く問べし酒屋の亭主をも呼出し其日酒を何斗何升ほど賣たと聞べし  
凡人酒食に飽満した時に突倒さるゝか又は踏るゝかすれば内の臟腑が損じて死るもの也其屍は甚見分がたし別に外の痕もなくたゞ口鼻糞門に飲食の物が出てあり糞に血がまぢりて出である也それなれば生て居る内人と争ひ口論なほせなんたか又突倒さればせなんたが委く吟味すべし



第二十五 外物口鼻を壓塞て死 二例

衣服の類か又はぬれ紙などを以て口鼻に推搭て殺た屍は腹が脹  
てある也これは空腹の時に殺されても脹也、口鼻を壓塞がして  
氣の通が絶て死た者は眼開き晴つき出口鼻の内色のよき血が流  
出て面は血がよつて赤黒色に成て糞門がつき出て大小便も出て  
衣服の裏が汚てあるべし

又老衰の人は手を以て搗倒ても氣が絶ること有それには身に痕  
もなしに死すよくく吟味すべし

第二十六 蛇虫傷死 一例

まむしの類に齧付れて死者は其疵小く齧損じて黒色なる痕に  
なつて四畔青く腫青黄色の水が流れ出毒氣が手足に注總身浮腫

して光あり面色は黒くなつて居る也

第二十七 男子過房死 一例

男子房事が太多く過れば精氣が耗盡脱て婦人の身の上で死者  
ありこれにも偽てこしらへ者が有ともあるべし直にそれなれば  
死で後まで陰莖がきつと怒長て居るもの也にせ物は痿て有也

第二十八 白僵乾瘁死 一例

たをれて死た者を改る時は先あつ灰を屍の長さほごに鋪て其上  
に蒲布を鋪水を噴て少し濕し屍を其上に臥て又布を以て屍を覆  
又あつ灰をあきまなく鋪て又布を以其上を覆ひ又水を以て洒き  
一時ばかりすれば屍が軟に成其時布も灰も取のけてあつき醋を  
以て洗見るべし若疵らしき所あらは葱白山椒を梅の肉と同く糟



に和して研爛らし捻て餅の如くにして火の内に入れて煨て熱くして其疵らしき所に紙を鋪て紙の上から其煨てあつく成たをへたと搭て其上を糟を以て罨てしばらくしてのけて見れば疵痕が必見へる也

第二十九 虫鼠犬咬傷 一例

毒虫毒鼠病犬などに咬れた痕は疵口皮そろわず血が出てあるなり若皮破れて血が出ねば死で後に咬れたる也小き痕なれば鼠の咬たる也犬の咬たる痕なればやゝ大也

第三十 死後仰臥停泊微赤黄色 一例

凡死人えりもと背兩脇骨の後腰腿の内兩臂の上兩腿の後兩脚のわためち膝の曲りの内などに少く赤色に成て疑はきことが有と

もそれは別の子細なと屍が死たなりに一向に動もせず仰むき臥てあれば血が下の方へ落ちて色あひが赤くなるも有也見まてうこと有べし

第三十一 壞爛死

くづれ爛てある屍を改る時に臭穢をきらひ疎略にするとなかれ見誤まることある也先其屍のある所の四方をもよく見合てそこで水を以て穢汚をあらひ虫をさわいて有をもはらひのけて屍を淨くして改べし醋糟は用ゆることなむ若毆殺れた者ならば其疵が皮まで入らずとも其痕の肉が硬く成て骨にひつ貼て水を以てそよけども去らず爪を以て其肉を蹙てへいて見れば疵痕が見ゆる也又打破られたか刃物で切れたかの所は皮肉赤色に成てある



也久くなれば青黒色に成也外に壞れたゞれても其痕の肉は骨に貼て壞れず虫も食ことなし扱人の身は本か赤黒色なもの也死で後には青く變じて疵が有ても見へず疑ひき處あらは先水に洒ぎ濕て後に葱白を拍碎て爛し其所に塗て其上を醋に濕らる紙にて罨ひ一時はかり置てさて其葱白も紙ものけて水にて洗へば其痕が見ゆる也

變死傷 無冤錄述終  
檢視必携

明治廿四年十月十二日印刷

(定價金貳拾錢)

明治廿四年十月廿三日出版

東京市四谷區荒木町廿二番地

發行人

磯村 兌貞

東京市四谷區荒木町廿二番地

印刷人

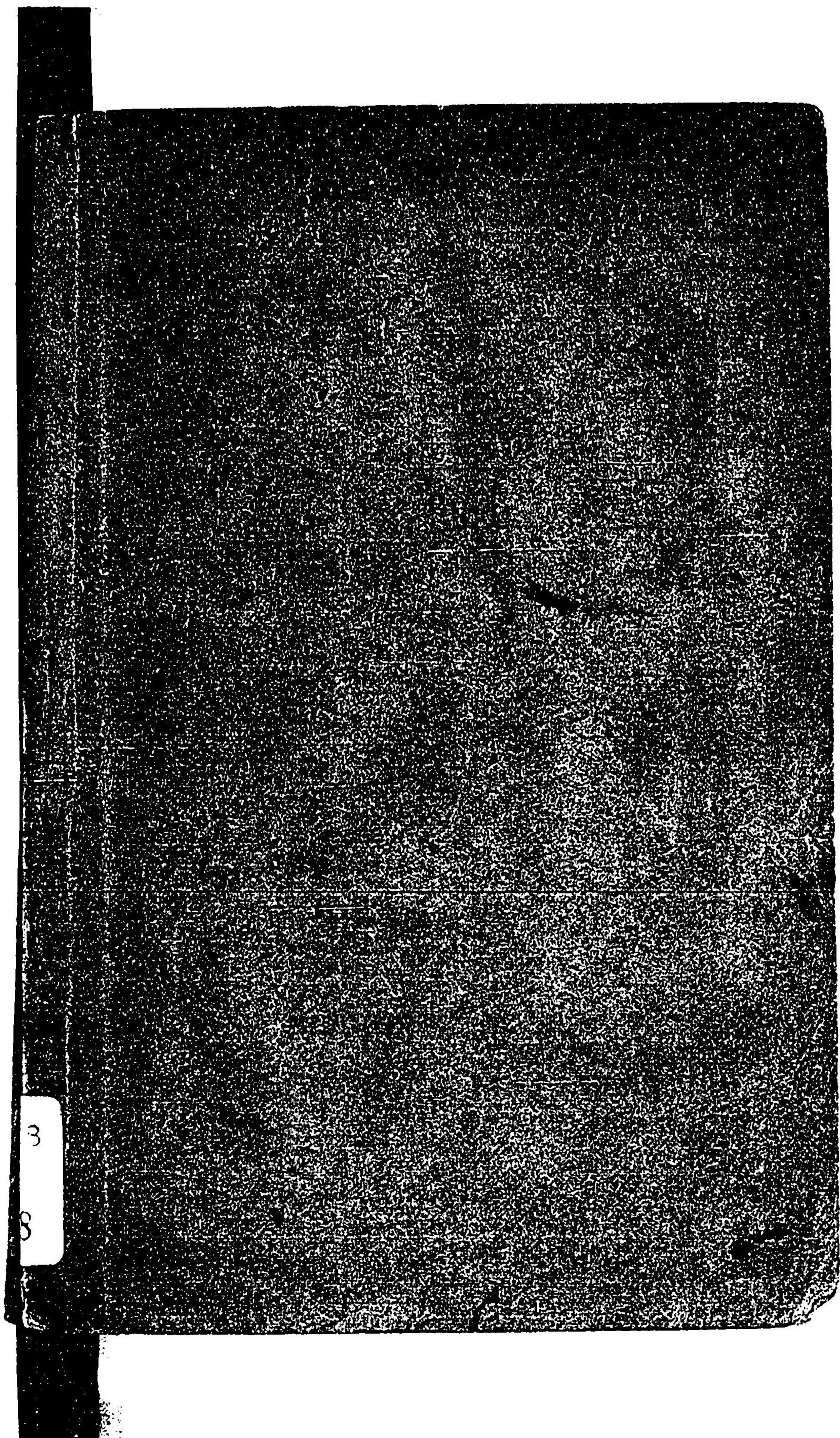
近藤 劔二郎

警察監獄學會藏書



24
1
1





3  
8



24  
/  
7

060953-000-1

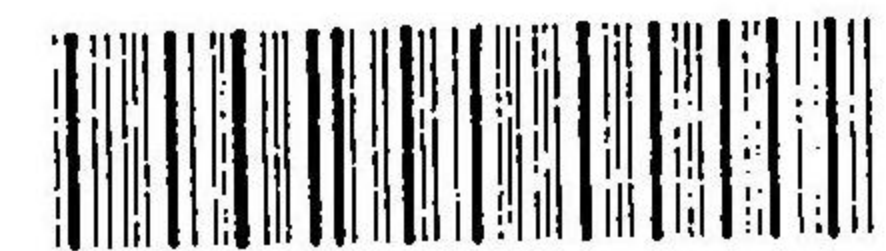
特28-158

変死傷検視必携無冤録述

東 瓶王/編

M24

CBN-0054



4  
1